

第1章 世界経済の減速と金融政策の課題

2018年から続く米中間の貿易摩擦の影響下で、19年後半の世界経済は減速するに至った。米中両国が実施した追加関税措置だけでなく、両国間の貿易協議をめぐる不確実性により、世界的な財貿易の縮小や生産・投資活動の停滞が生じている。製造業におけるグローバル・バリュー・チェーン（GVC: Global Value Chain）の進展も、こうした縮小や停滞の動きを加速させているとみられる。

19年後半はまた、世界経済の減速を受けて多くの中央銀行が金融緩和に転じた時期でもあった。アメリカやユーロ圏では、世界金融危機や欧州政府債務危機を経て金融政策の手段が変化する中で、低金利・低インフレ率が続くなど、経済構造の変化への対応が課題となっている。中国では、小規模・零細企業の資金調達環境の改善とともに、金融市场の発展に応じた政策枠組みの確立が求められている。

本章ではまず、米中貿易摩擦下における今般の世界経済の減速局面の特徴を明らかにした上で、アメリカ、ユーロ圏、中国における金融政策動向を概観し、それぞれの中央銀行が直面している課題を整理する。

第1節 米中貿易摩擦下の世界経済

19年後半に回復に向かうとみられていた世界経済は、米中貿易摩擦下で減速を続けている。米中両国の追加関税措置や貿易協議をめぐる不確実性は、世界的に財貿易を縮小させ、特に製造業の不振を招いている。本節では、世界全体、及びアメリカ、アジア、ヨーロッパにおける貿易や生産等各種経済指標の動向を確認し、今般の世界経済の減速局面の特徴を過去との比較により明らかにする。

1. 米中貿易摩擦と減速する世界経済

（1）米中貿易摩擦の動向

18年から続く米中間の貿易摩擦は、19年6月の米中首脳会談により一時落ち着きがみられた。19年後半に入り、両国が追加関税措置第4弾を実施するなど緊張が増大する局面があったが、両国間での協議が続けられた結果、12月に第1段階合意に達し、20年1月には同合意文書署名に至った。しかしながら、既に実施されている追加関税措置の大部分が依然として残っており、その影響は継続している。ここでは、19年後半を中心に、貿易摩擦に関する両国の動きをまとめるとともに、その影響を分析する。

(19年前半までの動き)

アメリカ政府は、18年7月以降、段階的に中国からの輸入品に対し追加関税措置を実施、中国政府もこれに応じる形で追加関税措置を実施してきた（第1-1-1表）。19年6月までの間に、米中間で相互に第1弾から第3弾までの追加関税措置が実施される中、アメリカは第4弾の実施についても言及していた。しかしながら、19年6月28日から29日に日本で開催されたG20サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）において米中首脳会談が実現し、米中通商協議の継続が確認されるとともに、当面の間、第4弾を実施しない方針が示され、米中貿易摩擦の問題をめぐる緊張は、一時緩和した¹。

第1-1-1表 アメリカと中国の追加関税措置
(アメリカ) (中国)

関税賦課開始日		内容	対象項目の具体例	関税賦課開始日		内容	対象項目の具体例
第1弾	18年7月6日 19年10月15日	340億ドル相当 25%追加関税 30%追加関税	産業機械 電子部品	第1弾	18年7月6日	340億ドル相当 25%追加関税	大豆等の農産物 自動車（普通車等） 水産品
第2弾	18年8月23日 19年10月15日（＊）	160億ドル相当 25%追加関税 30%追加関税	プラスチック製品 集積回路	第2弾	18年8月23日	160億ドル相当 25%追加関税	化学工業製品 医療設備 エネルギー製品 自動車（小型車・バス等）
第3弾	18年9月24日 19年5月10日 19年10月15日（＊）	2,000億ドル相当 10%追加関税 25%追加関税 30%追加関税	食料品・飲料 家具	第3弾	18年9月24日 19年6月1日	600億ドル相当 5～10%追加関税 5～25%追加関税	液化天然ガス 食料品・飲料 電気製品 自動車部品
第4弾	19年9月1日 20年2月14日	1,200億ドル相当 15%追加関税 7.5%追加関税	衣類 テレビ	19年9月1日 19年2月14日	5～10% 2.5～5%	750億ドル相当（＊＊）	大豆 石油
	19年12月15日 →見送り	1,600億ドル相当 15%追加関税	携帯電話 ノートパソコン	19年12月15日 →見送り	5～10%		小麦 自動車

(*) 19年10月15日に実施が予定されていた第1弾～第3弾の追加関税率5%引上げについては、第1段階合意に向けた10月の米中閣僚級協議を受け、実施が見送られた。

(**) 中国の第4弾の対象については、第2弾と約4%、第3弾と6割弱が重複。9月実施分と12月実施分の金額ベースの内訳は未公表（品目ベースでは、それぞれ1,717品目と3,361品目）。

- (備考) 1. アメリカ通商代表部、中国国務院関税税則委員会より作成。
 2. 追加関税の対象とする輸入額は、それぞれの政府が公表している額、もしくは内閣府試算額。
 3. アメリカの第3弾の税率については、18年7月10日のリスト案公表時は10%であったが、8月1日にトランプ大統領が25%とするように指示、賦課開始日の9月24日時点では、10%としたものの、19年1月1日から25%に引き上げることとしていた。18年12月1日の米中首脳会談の結果、税率引上げは19年3月1日まで延期、その後の通商協議の進展状況を踏まえて更に延期されていたが、19年5月5日にトランプ大統領が税率引上げを表明、19年5月10日に25%へ税率が引き上げられた。
 4. アメリカの第3弾については、5月10日以降に中国から輸出される財に25%の追加関税が賦課される（5月10日以前に中国から輸出された財は10%の税率を適用）。ただし、5月10日より前に中国から輸出された財であっても、6月15日以降に米国に輸入される財は全て25%の税率が賦課される（当初は6月1日以降に米国に輸入される財は全て25%の税率が賦課されることとなっていたが、5月31日に通関手続きや輸送にかかる期間を配慮して期日が延期された）。
 5. アメリカの第4弾は、18年9月18日にトランプ大統領が、中国が対抗措置を講じた場合に2,570億ドル相当に25%の追加関税を賦課する旨言及していたもの。19年5月5日にトランプ大統領がツイッターで、追加関税が賦課されていない3,250億ドル相当に25%の追加関税を賦課する旨を改めて表明。トランプ大統領は、6月29日の米中首脳会談を踏まえ、中国との協議継続と当面は第4弾を実施しない方針を表明していた。
 6. 中国の第3弾の税率は、18年8月3日のリスト案公表時は5～25%であったが、賦課開始日の9月24日時点では5～10%とされた。アメリカの第3弾の税率引上げを受けて、19年6月1日より5～25%に引き上げられた。
 7. 18年12月1日の米中首脳会談において中国は農産物（大豆等）の購入の拡大を直ちに開始することに合意したとされる（アメリカ側の公表資料による）。
 8. 米中首脳会談後の18年12月14日、中国はアメリカから輸入する自動車及び同部品への追加関税（第1弾の全てと第2弾及び第3弾の一部）を19年1～3月の間停止することと、19年3月末に4月以降も同措置を継続することを公表していた。

¹ 米中貿易摩擦に関する19年6月までの動きの詳細については、内閣府（2019a）、内閣府（2019b）を参照。

(米中間の緊張の増大)

19年後半に入り、再び米中間の緊張は増大した。7月30日、31日に開催された米中閣僚級協議において大きな進展が見られなかつたことを受け、8月1日、トランプ大統領が、中国からの輸入品3,000億ドル相当に対し、9月1日より10%の追加関税措置（第4弾）を実施する旨を表明した。

第4弾については、8月13日、アメリカ通商代表部（USTR：United States Trade Representative）が、意見公募や意見聴取²の結果を踏まえ、特定の対象項目（携帯電話、ノートパソコン、玩具等）（約1,600億ドル相当）への追加関税措置を12月15日まで延期することを決定した³。延期の理由についてトランプ大統領は、クリスマス商戦に際し、追加関税がアメリカの消費者に影響を及ぼすことがないようにするためにである旨を述べている。実際、後述の通り、追加関税が延期された項目は消費財を多く含んでいるとともに、对中国輸入依存度が高いものが対象とされている。

その後、8月23日、中国国務院関税税則委員会が、アメリカの第4弾実施の発表に対する対抗措置として、石油や農産物など約750億ドル相当⁴のアメリカからの輸入品に対し5%または10%の追加関税を9月1日及び12月15日から賦課することを発表した。併せて、18年12月の米中首脳会談を受けて停止されていた、自動車及び同部品への追加関税賦課（5%または25%）についても、19年12月15日から復活させることも発表された。これを受けて、USTRは同日、第1弾から第3弾（25%）及び第4弾（10%）の追加関税率をそれぞれ5%引き上げることを公表した⁵。

また、8月には、アメリカが中国を為替操作国に認定した。8月5日、人民元の対ドルレートが08年以降初めて1ドル=7元を突破したが（第1-1-2図）、これを受けて中国人民銀行は同水準を容認⁶するとともに、「近年、中国人民銀行は為替変動に対応する過程で、豊富な経験と政策手段を蓄積してきた。引き続き管理のための諸手段の革新・充実を進め、外国為替市場で生じる可能性のある正のフィードバックに対し必要か

² USTRが19年5月13日に公表した対象項目リスト案に關し、6月17日まで意見公募が行われ、6月17～25日に意見聴取が実施された。

³ USTRは、健康や安全、国の安全保障等に照らし、特定品目を追加関税の対象から除外する旨についても、併せて公表した。なお、12月13日に米中間で第1段階合意に達したことを受け、12月15日に実施予定であった追加関税措置は見送られることとなった。

⁴ 品目ベースで、第2弾と約4%、第3弾と6割弱が重複しており、最高で税率は35%となる。

⁵ その後、第1弾から第3弾の税率引上げ（25%→30%）は10月の米中閣僚級協議の結果を踏まえて見送り、第4弾の税率引上げ（10%→15%）は9月1日に実施されたものの、12月13日に米中間で第1段階合意に達したことを受け、2月14日以降税率引下げ（15%→7.5%）となった（本節 第1段階合意に至る動き を参照）。

⁶ 中国人民銀行「人民元為替レートは完全に合理的で均衡が採れた水準で基本的安定を保つことが可能（人民元為替レート問題についての中国人民銀行責任者へのインタビュー）」（19年8月5日）。具体的には、「アメリカの一国主義と保護貿易主義及び対中追加関税予想等の影響を受けて、1ドル=7元を突破したが、バスクケット通貨に対しては引き続き安定と堅調を維持しており、市場の需給と國際為替市場の変動を反映したものである。」、「過去20年の人民元為替レートの変化をみると、1ドル=8元台だった時もあれば、7元台や6元台だった時もあり、再び7元に戻ったということである。」などと述べた。

つ目的を絞った措置を講じ、短期の投機的動きを断固として取り締まり、外国為替相場の安定を維持し、市場の期待を安定させる」とコメントした。これを受け、アメリカ財務省は同日、「1988年包括通商競争力法」に基づき、中国を為替操作国に認定するとの声明を発表した⁷。同国が為替操作国を認定したのは、1994年に中国が認定されて以来、25年ぶりである。為替操作国への認定は、ただちに制裁発動につながるものではない⁸ものの、アメリカのこの措置は米中間の対立が深まっていることを示すものとなった。なお、アメリカ財務省は、20年1月13日に公表した為替報告書において、中国を為替操作国から解除し、「監視リスト⁹」にとどめることとしている¹⁰。

第1-1-2図 人民元の対ドルレート



- (備考) 1. ブルームバーグより作成。
2. 「逆周期因子」は、取引基準値の算出方法への追加項目。
為替レートがファンダメンタルズからかい離し過度に変動することを防ぐことを目的とするとしている。

⁷ 1988年包括通商競争力法において、各国が、国際収支の効果的な調整を阻害したり、国際貿易における不公正な競争上の優位を獲得したりすることを目的に、自国通貨と米ドルとの為替レートを操作しているかについて、財務長官が検討しなければならないとされているが、その明確な基準は示されていない。なお、オバマ政権時代に成立した「2015年貿易円滑化・貿易執行法（The Trade Facilitation and Trade Enforcement Act of 2015）」においては、為替操作国の認定に当たり、(1)大幅な対米貿易黒字、(2)実質的な経常黒字、(3)持続的かつ一方的な為替市場への介入という3つの基準が示されている。19年5月にアメリカ財務省が公表した「為替政策報告書」において、これら3つの基準について、(1)対米財貿易黒字が200億ドル以上、(2)経常収支黒字の対GDP比が2%以上、(3)過去12か月間に6か月以上為替介入が実施され、介入総額の対GDP比が2%以上と量定化されており、同報告書では、中国は(1)の基準のみ該当するとされていた。

⁸ アメリカ財務省は、中国に対し、為替レートや外貨準備高に関する透明性の向上を引き続き促すとともに、IMFとも協調し、中国の直近の措置が作り出した不公正な競争上の優位を是正することとしているが、是正がなされなかつた場合の制裁の内容については明示されていない。なお、2015年貿易円滑化・貿易執行法においては、上記脚注7の(1)～(3)に該当する国について、アメリカと当該国とで二国間交渉を開始して1年が経過しても当該国により是正措置が採られない場合には、当該国に対し、海外民間投資会社による新規融資等の禁止や、連邦政府の当該国からの財・サービスの調達・契約停止の禁止といった制裁措置を1つ以上課さなければならないとしている。

⁹ 監視リストに挙げられた国は、少なくとも向こう2回分の報告書において対象国として取り上げられることとなる。20年1月の報告書においては、中国の他、日本、韓国、ドイツなど、計10か国が監視リストに上げられている。

¹⁰ その後、20年2月4日、アメリカ商務省は、外国政府による為替操作を特定企業への補助金とみなし、輸入品に相殺関税を課すことができる規則を公表した（20年4月6日より施行予定）。

(追加関税措置の概要)

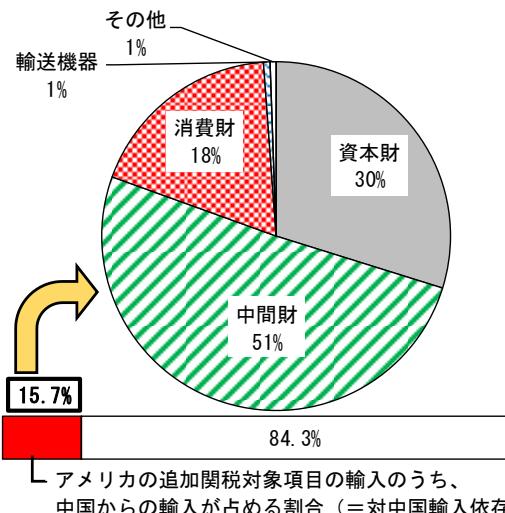
アメリカによる追加関税措置を段階別にみると、第1弾から第4弾にかけて対象項目の構成や規模が異なることが分かる（第1-1-3図、第1-1-4図）。

第1弾及び第2弾は、資本財や中間財が大半を占めており、消費財の割合は低いものとなっている。また、アメリカの追加関税対象項目のうち、中国からの輸入が占める割合（对中国輸入依存度）も小さい。さらに、アメリカの中国からの輸入のうち、第1弾の対象項目は約7%、第2弾の対象項目は約3%（いずれも2018年の輸入の金額ベース）と、規模も比較的小さい。

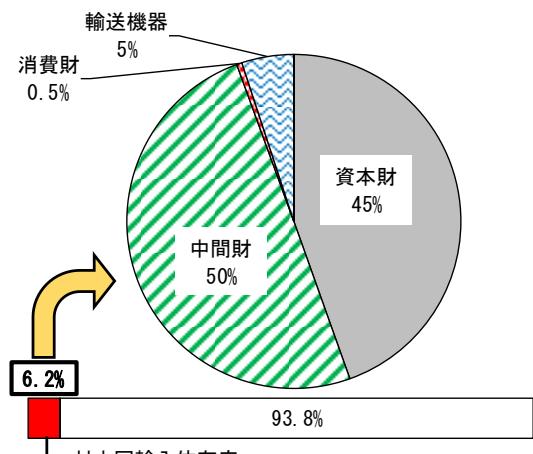
これに対し、第3弾及び第4弾は、消費財も含めた幅広い財が対象となっている。特に、第4弾をみると、19年9月1日実施分は消費財が約60%を、19年12月15日実施予定分は消費財が約25%、携帯電話やノートパソコン（資本財の内数）が約50%を占めている。また、第4弾は对中国輸入依存度が高く、とりわけ12月15日実施予定分については87.1%となっている。さらに、アメリカの中国からの輸入のうち、第3弾の対象項目は18年の輸入金額ベースで約4割、第4弾の対象項目は同ベースで9月1日実施分が約2割、12月15日実施予定分が約3割と、規模も大きい。第4弾について、部分的に実施を12月に延期し、第1段階合意に達した後は、9月1日実施分について税率を引き下げるとともに、12月15日実施予定分については実施を見送りとした（後述）背景には、他国からの代替輸入が難しく、一般消費者に与える影響が大きくなる可能性が懸念されたこともあったと考えられる。

第1-1-3図 アメリカによる追加関税措置の対象項目の構成

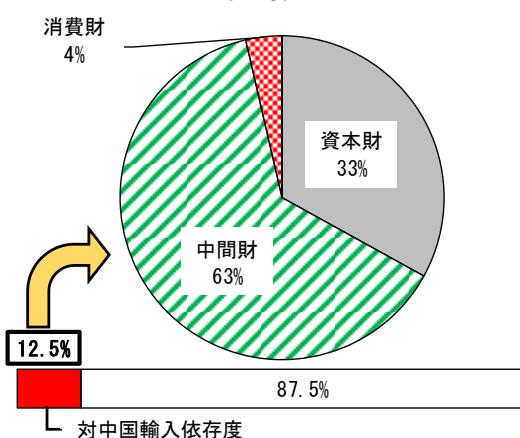
(第1～3弾の合計)



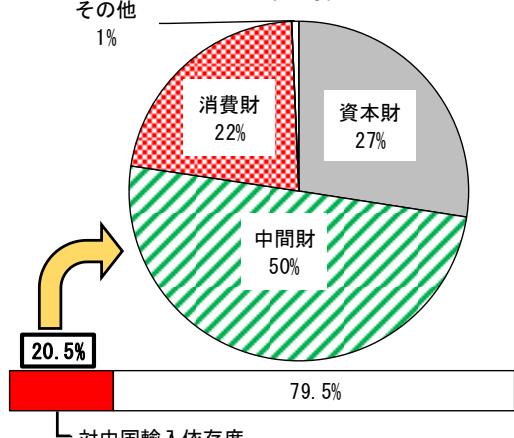
(第1弾)



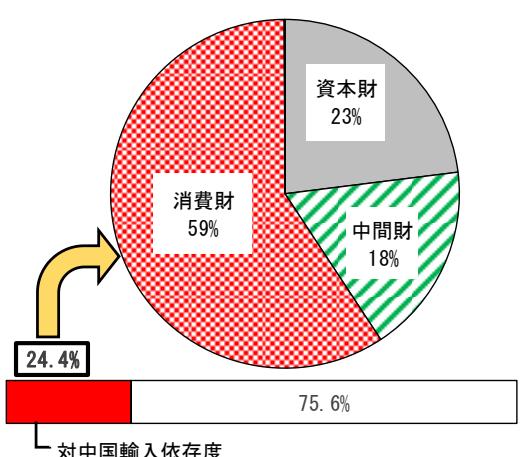
(第2弾)



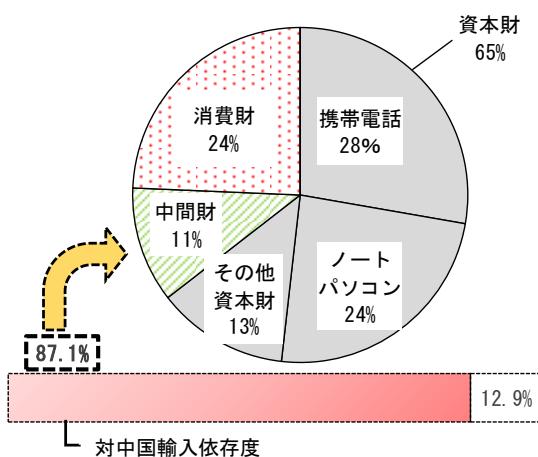
(第3弾)



(第4弾 うち9月1日実施分)

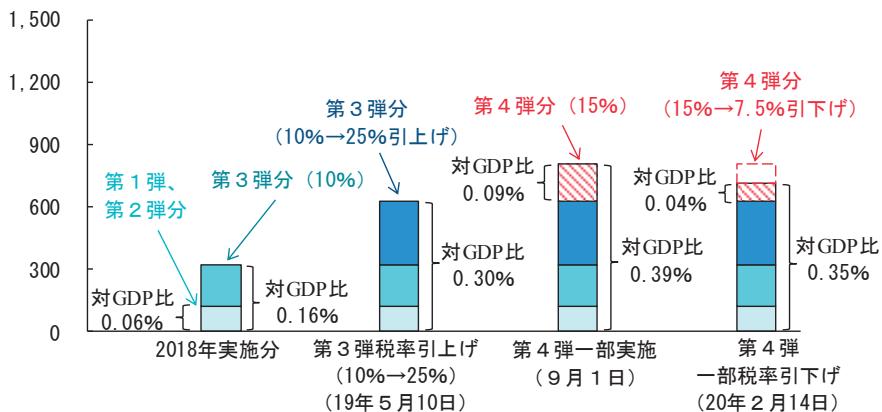


(第4弾 うち12月15日実施予定分：見送り)

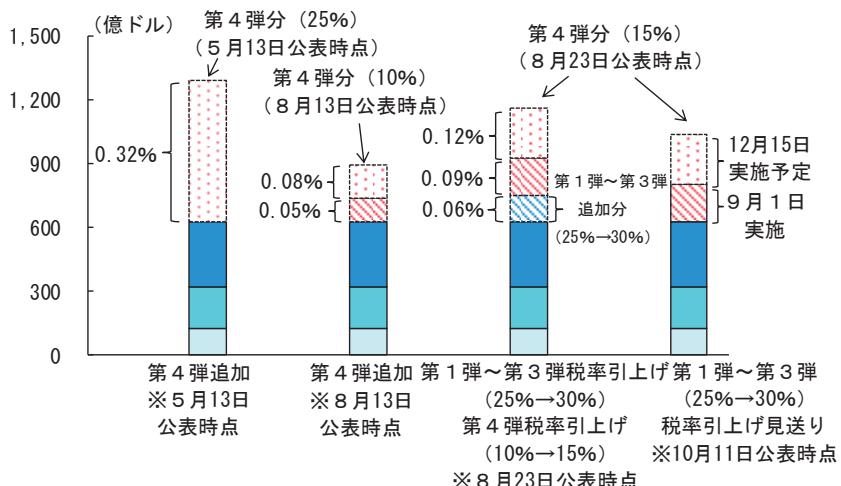


(備考) アメリカ商務省より作成。

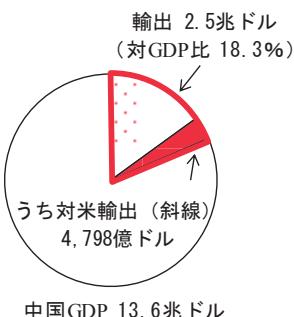
第1-1-4図 中国に対するアメリカの追加関税の規模（関税収入対GDP比）



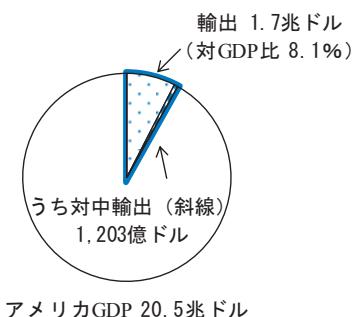
(参考) 過去に公表された追加関税の規模



(参考) 中国のアメリカ向け輸出 (2018年)



アメリカの中国向け輸出 (2018年)



(備考) 1. アメリカ商務省より作成。

2. 第1弾～3弾分の25%から30%への引上げは、8月23日公表時には10月1日実施予定とされていたが、9月11日に10月15日実施予定と延期された。

(ファーウェイとの取引制限措置等)

アメリカは中国に対し、以上のような追加関税措置に加え、ファーウェイ（華為技術）等からの製品等の調達制限やアメリカ企業からのファーウェイへの製品等の輸出制限など、中国企業との取引制限措置についても実施、検討を行っている（第1-1-5表）¹¹。

(i) アメリカ政府機関によるファーウェイ等からの製品調達禁止

18年8月13日に成立した2019年度国防権限法（National Defense Authorization Act 2019）に基づき、19年8月13日、政府機関による、中国企業5社（ファーウェイ、ZTE、ハイテラ、ハイクビジョン、ダーファ）が製造する通信機器やビデオ監視装置の調達を禁止する措置が発効となった。これは、安全保障上の容認できないリスクをもたらすことを理由としたものである。

(ii) アメリカ企業によるファーウェイ等からの製品等の調達制限

19年5月15日、トランプ大統領は、情報通信技術などに対する脅威に関する国家非常事態を宣言し、国家安全保障等に対する容認できないリスクなどをもたらす取引を禁止する権限を商務長官に委任する大統領令¹²に署名した。その後、11月26日、アメリカ商務省が、「外国の敵対勢力」が手掛けた通信機器が米通信網や安全保障に危険を及ぼすと商務長官が判断すれば、取引をやめるよう米企業に求める規制案を公表した。大統領令や規制案には、特定の国や企業は明示されていないが、いずれもファーウェイやZTE等を念頭に置いた措置と解釈されている。規制案については意見公募¹³が行われ、その結果を踏まえて施行される見込みとなっている。

(iii) 補助金を受領するアメリカ通信会社による、ファーウェイ及びZTEからの製品調達禁止

19年11月22日、アメリカの連邦政府通信委員会（Federal Communications Commissions）は、連邦政府から補助金を受領するアメリカの通信会社に対し、ファーウェイ及びZTE

¹¹ ファーウェイ等をめぐる動きに加え、アメリカ政府は、中国政府によるウイグル人弾圧を理由として、19年10月7日、ハイクビジョン、ダーファや、自治区政府の公安部門など、28団体・企業をエンティティー・リストに追加したほか、10月8日には、同じく中国政府によるウイグル人弾圧を理由として、中国政府高官や中国共産党幹部への査証発給を制限する旨を公表した。

¹² 大統領令「情報通信技術及びサービスのサプライチェーンの保護」は、国家安全保障等に対する容認できないリスクなどをもたらす取引を禁止する権限を商務長官に委任するもの。商務長官は、150日以内に関係機関の長と協議の上、詳細な規則を公表することとされた。国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act）等を根拠とする。

¹³ 意見公募期間は当初、19年12月27日までの30日間とされていたが、その後、20年1月10日までに延長された。

からの製品の調達を禁止することを決定した。これも安全保障上の懸念を理由としたものであり、20年に実施される見込みとなっている。

(iv) アメリカ企業からファーウェイへの製品等の輸出制限

19年5月15日、アメリカ商務省は、ファーウェイが禁止されているイランへの金融サービスの提供等を行ったとして、輸出管理規則（EAR：The Export Administration Regulation）に基づき、掲載された企業への輸出を制限するエンティティー（法人等）・リストにファーウェイ本社及び関連会社（68社）を追加することを発表した。これにより、米国企業がエンティティー・リストに追加された事業者に対して製品等を輸出する際は事前に商務省の許可が必要となり¹⁴、事実上の禁輸措置が採られた。さらに、8月19日には、新たに関連企業46社がエンティティー・リストに追加されることとなった。

ただし、既存のネットワークおよび機器の継続的運用等に必要な取引については、5月20日、90日間の猶予期間が設けられた。その後、猶予期間は3回にわたり延長され、20年4月1日までとされた¹⁵。

¹⁴ 19年11月20日、商務省は、ファーウェイへの輸出許可を申請した企業に対して審査結果の伝達を開始した旨を発表した。エンティティー・リストには引き続き掲載されるものの、一部の企業においてファーウェイへの輸出が許可されたとみられる。

¹⁵ 具体的には、19年8月19日に一部取引の猶予期間を90日間延長（11月18日まで）、11月18日に90日間再延長し（19年2月16日まで）、20年2月13日には更に45日間延長した（4月1日まで）。

第1-1-5表 ファーウェイ等中国企業規制の動き

年月日	出来事
2018年 8月13日	2019年度国防権限法（National Defense Authorization Act）が成立し、政府機関による、ファーウェイ、ZTE、ハイクビジョンなど5社からの製品調達を禁止する規定が追加（1年後に発効）。(i)
2019年	商務省が米国製品等のファーウェイ本社と関連企業68社への輸出規制を公表。(iv) 大統領が安全保障等に対するリスク等をもたらす取引を禁止する権限を商務長官に委任する大統領令に署名（商務長官は150日以内に詳細な規則を公表）。(ii)
	5月20日 米国製品等のファーウェイへの輸出規制のうち、一部取引を90日間猶予（8月19日まで）。(iv)
	5月23日 大統領が何らかの形でファーウェイを通商協議の取引材料に含む可能性があると発言。
	6月29日 米中首脳会談後、大統領が米国製品等のファーウェイへの輸出を認める方針を表明。(iv)
	8月13日 2019年度国防権限法に基づき、政府機関によるファーウェイ等からの製品調達禁止措置発効。(i)
	8月19日 米国製品等の輸出規制について、ファーウェイの関連企業46社をエンティティー・リストに追加。一部取引の猶予期間を90日間延長（11月18日まで）。(iv)
	10月28日 連邦通信委員会が、補助金を受領する国内の通信会社に対しファーウェイとZTEの製品を使わないよう求める採決を、11月19日に実施する旨を公表。(iii)
	11月18日 米国製品等のファーウェイへの輸出規制について、一部取引の猶予期間をさらに90日間延長（20年2月16日まで）。(iv)
	11月20日 商務省が、ファーウェイへの輸出許可を申請した企業に対して審査結果の伝達を開始した旨を発表。(iv)
	11月22日 連邦通信委員会が、補助金を受領する国内の通信会社に対しファーウェイとZTEの製品を使わないよう求めることを正式決定。(iii)
11月26日	商務省が、ファーウェイやZTE等を念頭に、「外国の敵対勢力」が手掛けた通信機器が米通信網や安全保障に危険を及ぼすと判断すれば、商務長官が取引をやめるよう米企業に求める規制案を公表（意見公募を踏まえて施行される見込み）。(ii)
2020年 2月13日	米国製品等のファーウェイへの輸出規制について、一部取引の猶予期間をさらに45日間延長（20年4月1日まで）。(iv)

(備考) アメリカ商務省、各種資料より作成。表中の(i)～(iv)は、本文で記載した番号と対応している。

(第1段階合意に至る動き)

19年9月に入り、追加関税措置第4弾のうち9月1日に実施されることとなっていた衣類、テレビ等（1,200億ドル相当）に対する追加関税措置については予定どおり実施されたものの、9月下旬に米中次官級協議が、また10月上旬に米中閣僚級協議が予定される中、9月11日、トランプ大統領は、10月1日に予定されていた第1弾から第3弾の追加関税率の引上げを10月15日に延期する旨を表明した¹⁶。その後、10月10日、11日に開催された閣僚級協議において米中間で第1段階（phase one）¹⁷の合意がなされたとして、トランプ大統領は、10月15日に予定されていた第1弾から第3弾の追加関税率の5%引上げを見送る旨を表明した。第1段階の合意について、トランプ大統領は、中国が400～500億ドル分のアメリカ農産物の購入の他、知的財産権の保護、為替の透明性の向上、金融サービス市場の開放等に合意したと述べたが、合意に関して書面での公表はされず、合意の文書化及び署名に向けた協議がその後も継続された。

11月には、香港でのデモを受けてアメリカにおいて「香港人権・民主主義法案¹⁸」が成立するなど、米中関係の悪化が懸念される局面もあったが、12月13日、米中両政府は改めて第1段階の合意に達したと発表した。同日、USTRは中国との間で第1段階の通商合意に達したことを受け、第4弾に関し12月15日実施予定分の発動を見送るとともに、9月1日実施分の追加関税率を15%から7.5%へ引き下げるなどを発表した。また、中国国務院関税税則委員会も12月15日、第4弾に関し、12月15日実施予定分の発動を見送ることを発表するとともに、18年12月14日以降賦課を停止していたアメリカから輸入する自動車及び同部品への追加関税の再開も見送ることを発表した¹⁹。20年1月15日には、第1段階合意文書への署名が行われ、USTRは同日、上述の第4弾（9月1日実施分）の追加関税率の引下げを20年2月14日から適用する旨を公表した。また、中国国務院関税税則委員会も2月6日、9月1日実施分の追加関税率を5～10%から2.5～5%へ引き下げるなどを発表した。

合意文書では、(1)知的財産、(2)技術移転、(3)農業、(4)金融サービス、(5)マクロ経済政策・為替、(6)貿易拡大、(7)紛争解決の7分野における米中両国の取組を定めて

¹⁶ 延期に関して、トランプ大統領は、中国が10月1日に建国70周年の記念日を迎えるに当たっての善意の意思表示であると述べている。

¹⁷ トランプ大統領は、第1段階合意に署名がなされた後に、第2段階の交渉を開始する旨を発言し、さらに、第3段階の交渉もあり得る点について含みを持たせた。

¹⁸ 香港の「一国二制度」が機能しているかについて米政府に毎年の検証を義務付け、「一国二制度」が損なわれている場合に、(1)香港に対し中国とは別に特別に付与している関税や査証発給等の優遇措置の停止、(2)「一国二制度」を損なう中国政府関係者に対する制裁の発動を可能とする法律。

¹⁹ 米中首脳会談後の18年12月14日、中国は、アメリカから輸入する自動車及び同部品への追加関税（第1弾の全てと第2弾及び第3弾の一部）を19年1～3月の間停止することとし、19年3月末に4月以降も同措置を継続することを公表していたが、8月23日に、12月15日から追加関税を再開することを公表していた。

いる（第1-1-6表）。このうち、(6)貿易拡大では、中国がアメリカからの財・サービスの輸入を今後2年間で少なくとも合計2,000億ドル以上増やすことで合意している（第1-1-7表）。具体的には、17年実績を基準に、少なくとも20年において767億ドル増、21年に1,233億ドル増とされており、20年、21年のアメリカの对中国貿易・サービス赤字の対GDP比（17年では-1.4%）を、17年の対GDP比でそれぞれ0.4%、0.6%縮小させる効果が見込まれる。

第2段階合意に向けた日程は未定であるが、トランプ大統領は、早期に第2段階の協議を開始し、米中両国が第2段階の合意に達した場合にはこれまで実施した追加関税措置を解除する旨を表明するとともに、第3段階合意を設けることは想定していない旨を表明している。

第1-1-6表 第1段階合意の主な内容

(1)	知的財産	中国は、取引上の秘密の保護、医薬品に関連した知的財産の保護、海賊版製品の取締り等に取り組む
(2)	技術移転	中国は、技術移転を米国企業に対して強制しない
(3)	農業	中国は、米国産農水産品の非関税障壁に対処する
(4)	金融サービス	中国は、証券業界や保険業界等の外資出資規制を2020年4月1日までに撤廃する
(5)	マクロ経済政策・為替	中国は、競争力強化を目的とした通貨切下げや為替レート設定を控える
(6)	貿易拡大	中国は、財・サービスの輸入を、今後2年間で合計2,000億ドル以上増やす
(7)	紛争解決	合意の達成に向け紛争を解決する手続を設定。閣僚級協議を半年に1度、事務レベルの協議を四半期に1度開催

（備考）USTRより作成。

第1-1-7表 第1段階合意における中国の輸入拡大の内容

	工業製品	農畜産物	エネルギー	サービス	計	対2017年GDP比
2020年	+329億ドル	+125億ドル	+185億ドル	+128億ドル	+767億ドル	0.4%
2021年	+448億ドル	+195億ドル	+339億ドル	+251億ドル	+1,233億ドル	0.6%

（計） +2,000億ドル

（備考）USTRより作成。

(2) 世界経済の減速

(世界経済の動向と見通し)

19年後半に入り、世界経済の減速は一層鮮明となっている。国際通貨基金（IMF）の20年1月時点の見通しによると、17年に3.8%であった世界の実質経済成長率は、18年に3.6%と低下した後、19年には2.9%と、18年よりも更に低下することが見込まれている。世界銀行が公表している四半期ベースの成長率（前年比）をみても、18年半ば以降、成長率が急速に低下していることが確認できる（第1-1-8図）。

今回の世界経済の減速局面を過去の減速局面と比較するため、OECDの景気先行指数（CLI : Composite Leading Indicators）において、アメリカ、ユーロ圏、中国のうち2つ以上の国・地域で景気下降局面となっている期間をみると、2010年代では、11年8月～13年3月（欧州政府債務危機²⁰後の局面）²¹、15年5月～16年8月（上海株急落²²前後の局面）²³及び18年8月～（現在の減速局面）²⁴の3期間が該当する²⁵。各局面について最も低い成長率はそれぞれ、1.9%（13年第1四半期）、2.3%（16年第1四半期）、2.4%（19年第2四半期）となっており、今回の減速局面の成長率の低下は、これら2010年代の減速局面とおおむね同水準となっていることがわかる。

また、世界経済の大半を占めるG20について、全体の実質GDP成長率とその内訳を地域の実質GDP成長率（前年比）及び名目GDP（米ドルベース）を用いて試算すると、世界経済と同様、18年後半から低下傾向にあること、特に19年に入ってから、アメリカ、EU、中国、いずれの地域においても成長率が鈍化しており、G20全体の減速をもたらしていることがうかがえる（第1-1-9図）。

²⁰ 09年のギリシャ財政危機に端を発した欧州政府債務危機は、11年後半以降、イタリアやスペインに波及するなど深刻化した。ヨーロッパ諸国の内需の低迷は中国を始めとするアジア諸国の輸出を減少させ、さらに12年半ば以降は、アメリカでも企業マインドの悪化から設備投資が減少に転じるなど広がりを見せるようになった（内閣府（2012a）、内閣府（2012b）を参照）。

²¹ 11年8月から12年4月はユーロ圏と中国の2地域が、12年5月から12年11月は3地域が、12年12月から13年3月はアメリカとユーロ圏の2地域が、それぞれ景気下降局面の期間。

²² 中国では12年以降、消費主導型経済に向けた取組を進める中で、政府の成長率目標が段階的に引き下げる一方、14年11月の金融緩和策等から上海総合株価指数が15年半ばにかけて急激に上昇するなど、バブル的状況が生じていた。同株価指数は、中国政府による投機的投資の抑制を契機に6月に大幅に下落した後、8月の人民元切下げを受けて再度大幅に下落、世界的な株安にまで波及した。なお、世界的な株安の背景には、14年後半以降のアメリカのシェールオイルの増産を受けた原油価格の大幅な下落もあったことが指摘されているが、アメリカでは、この時期の原油価格の下落が鉱工業生産全体の減少につながり、さらには設備投資全体の大きな下押し要因にもなった（内閣府（2015a）、内閣府（2015b）、内閣府（2016）を参照）。

²³ 15年5月から16年8月はアメリカと中国の2地域が、景気下降局面の期間。

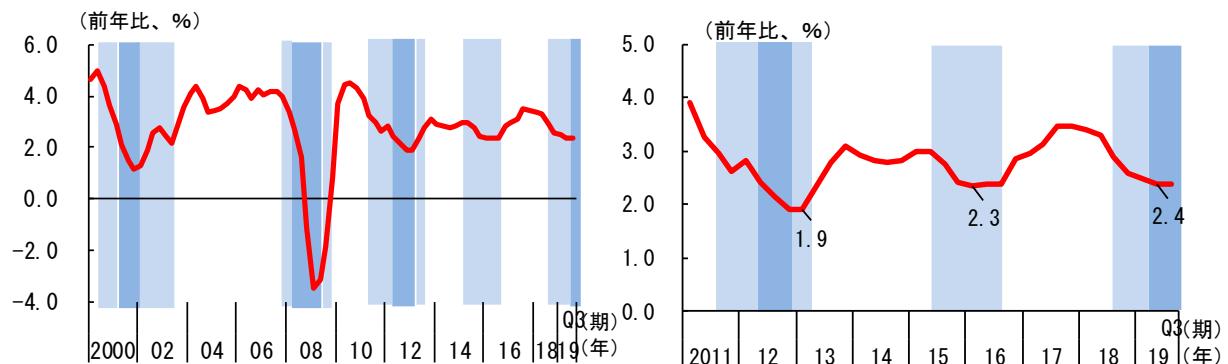
²⁴ 18年8月から19年3月はアメリカと中国の2地域が、19年4月以降は、3地域が、それぞれ景気下降局面の期間。

²⁵ 非常に短い期間（14年1月～2月）については対象外とした。

第1-1-8図 世界の実質経済成長率（四半期）

(長期：2000年以降)

(2011年以降)

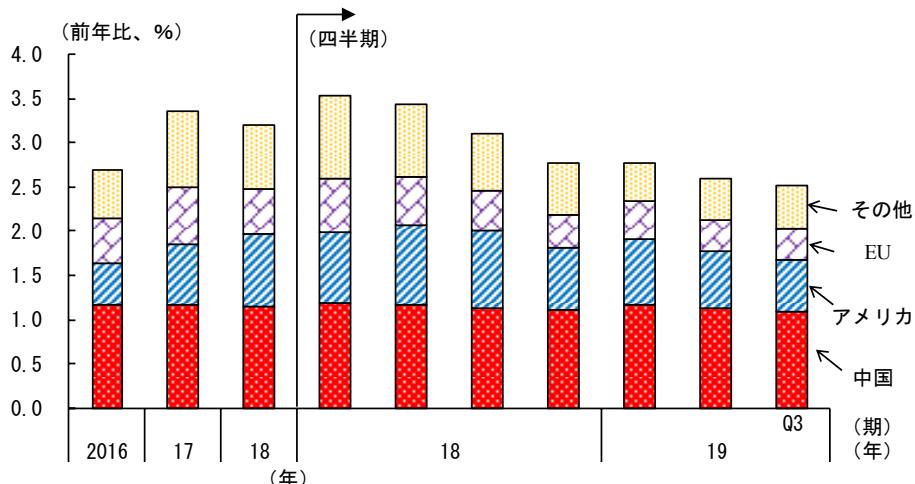


(備考) 1. 世界銀行より作成。

2. 薄い（濃い）シャドー部分は、OECD の景気先行指数において、アメリカ、ユーロ圏、中国のうち
2 (3) 地域が景気下降局面とされた時期を示す。

3. 右図中の数値は各局面で最も低い成長率（13年第1四半期、16年第1四半期、19年第2四半期）を示す。

第1-1-9図 G20の実質GDP成長率



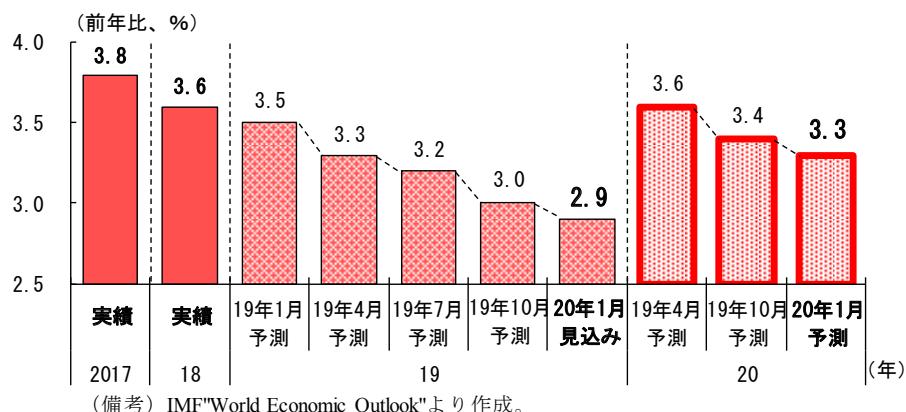
(備考) 1. OECD より作成。

2. G20 の名目 GDP が世界全体の名目 GDP に占める割合（2018 年）は 86%。

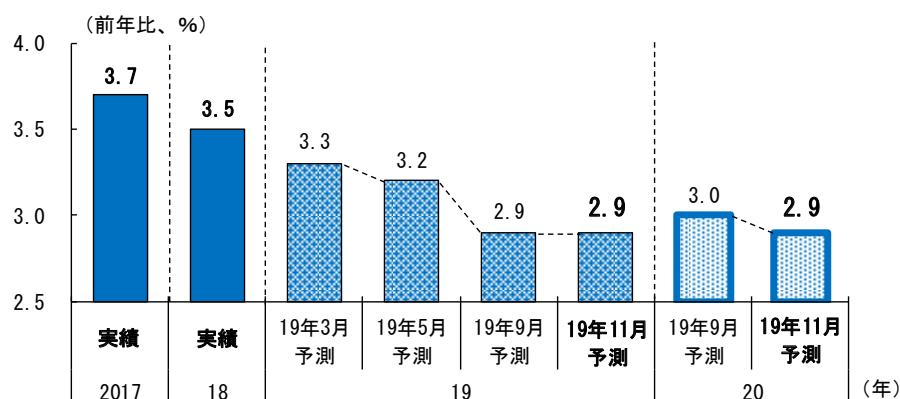
3. G20 の実質 GDP 成長率は、内閣府において、各国・地域の実質 GDP 成長率を加重平均したもの（前年の各国・地域の名目 GDP をウェイトとして使用）。

18年半ば以降に公表された国際機関による経済見通しでは、世界経済の成長率見通しが相次いで引き下げられており、その傾向は19年も続いている。例えば、IMFによる世界経済見通しでは、19年10月時点の経済成長率の見通しと比較して、20年1月時点の経済成長の見通しは0.1%ポイント引き下げられ2.9%、20年の見通しは0.1%ポイント引き下げられ3.3%となっている。19年、20年ともに、公表されるごとに引下げが続いている、当初想定より回復の遅れが見込まれている。OECDによる世界経済見通しでも、19年9月時点の見通しと比較して、19年11月時点の19年の見通しは2.9%で据え置かれたものの、20年の見通しは0.1%ポイント引き下げられ2.9%となり、19年と同程度の成長率が続くシナリオへと下方修正された（第1-1-10図）。

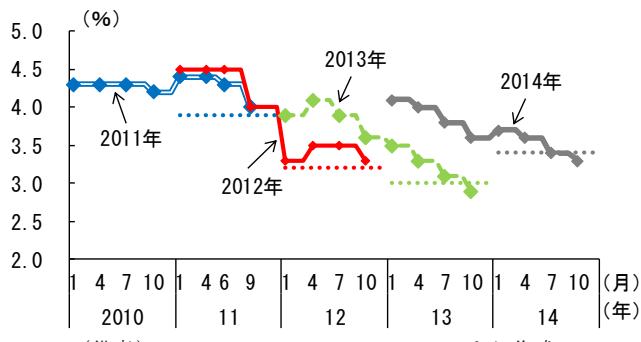
第1-1-10図 国際機関の世界経済見通しの変化
(IMF)



(OECD)

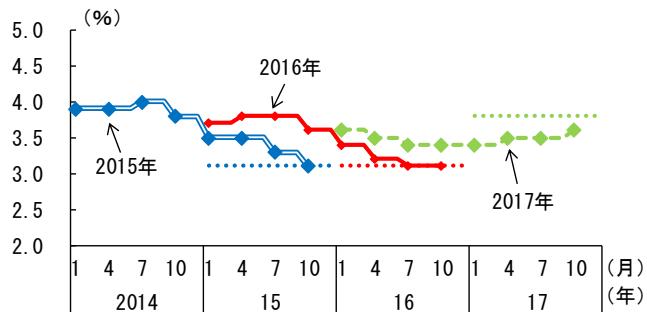


第1-1-11図 IMFの世界経済見通しの推移
(2011～2014年)



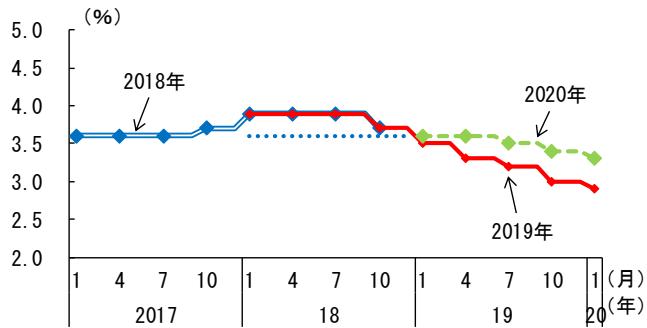
(備考) 1. IMF "World Economic Outlook"より作成。
2. 点線は該当年の翌年4月に公表された
IMF "World Economic Outlook"に記載の実績値。

(2015～2017年)



(備考) 1. IMF "World Economic Outlook"より作成。
2. 点線は該当年の翌年4月に公表された
IMF "World Economic Outlook"に記載の実績値。

(2018～2020年)



(備考) 1. IMF "World Economic Outlook"より作成。
2. 点線は該当年の翌年4月に公表された
IMF "World Economic Outlook"に記載の実績値。

IMFの世界経済見通しを用いて、過去2回の減速局面と今回局面における見通しの推移をみると、いずれの局面でも累次にわたる下方修正が行われており、世界経済の減速局面において、回復時期が当初の想定よりも遅れることは必ずしも稀なことではないことが分かる（第1-1-11図）。各局面における見通しの変化の幅や回数を比較すると、欧州政府債務危機後の局面における見通しの修正が、最も幅が大きく、回数も多い。また、回復時期となる14年の成長率も当初の見通しを大きく下回っている。一方、上海株急落前後の局面は、減速の期間が短かったこともあり、回復時期となる17年の成長率は当初の見通しを上回る結果となっている。今回の減速局面については、欧州政府債務危機後の局面を既に超える長さ²⁶となっているほか、新型コロナウイルスの感染拡大²⁷が中国の景気の下振れを招き、世界経済全体の下押し圧力となる可能性に留意が必要である。

（米中貿易摩擦の影響に関する試算）

IMFでは、19年10月に公表された世界経済見通しにおいて、米中間の追加関税措置が世界の実質GDPに与える影響について、モデル²⁸を用いた試算結果を示している（第1-1-12図）。同試算では、世界の実質GDPの水準の押下げ効果を直接的な関税引上げの効果と間接的な効果に分けた上で、直接的な効果については、（1）18年に実施された米中間の追加関税措置（第1弾、第2弾、第3弾（追加関税率は10%））、（2）19年5月に実施された米中間の追加関税措置（第3弾（追加関税率を10%から25%へ引上げ））、（3）19年8月に公表された追加関税措置（第4弾（追加関税率10%）及び第1弾～第3弾（追加関税率を10%から25%へ引上げ））の3つに分けて示している。また、間接的な効果については、（4）企業マインドの悪化が設備投資を下押しした場合の影響（信頼感効果）、（5）企業収益の悪化予想により、企業の調達金利が上昇した場合の影響（金融市場効果）、（6）国内資源の再配分による生産への影響（生産性効果）の3つに分けて示している。

世界経済への影響をみると、20年の実質GDPへの下押し効果が最も大きく、合計で0.8%程度押し下げられるとされている。また、その半分以上が企業マインドや金融市场への影響によるものであり、直接的な関税の影響よりも間接的な影響の方が大きくなっている。なお、米中間の第1段階合意に向けた動きを受けて、IMFでは、20年の世界経済への影響について、シナリオ3に含まれる19年10月の関税引上げ（25%→30%）が実施されなかった場合、0.8%の押下げから0.7%の押下げに、さらに、19年12月の関税

²⁶ OECDの景気先行指数において、アメリカ、ユーロ圏、中国の3地域とも景気下降局面となっている期間は19年4月以降11月まで8か月となっている（欧州政府債務危機後の局面は12年5～11月の7か月）。

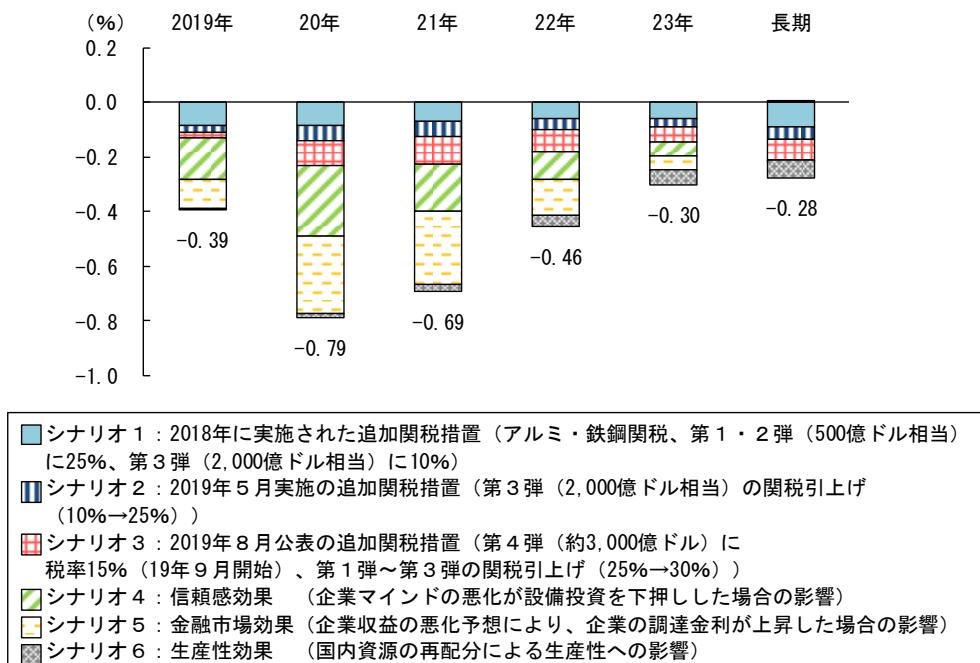
²⁷ 第2章第2節2. 中国経済の見通しと主なリスク要因 を参照。

²⁸ IMFの多国間マクロ経済モデルであるGIMF（Global Integrated Monetary and Fiscal model）を利用。

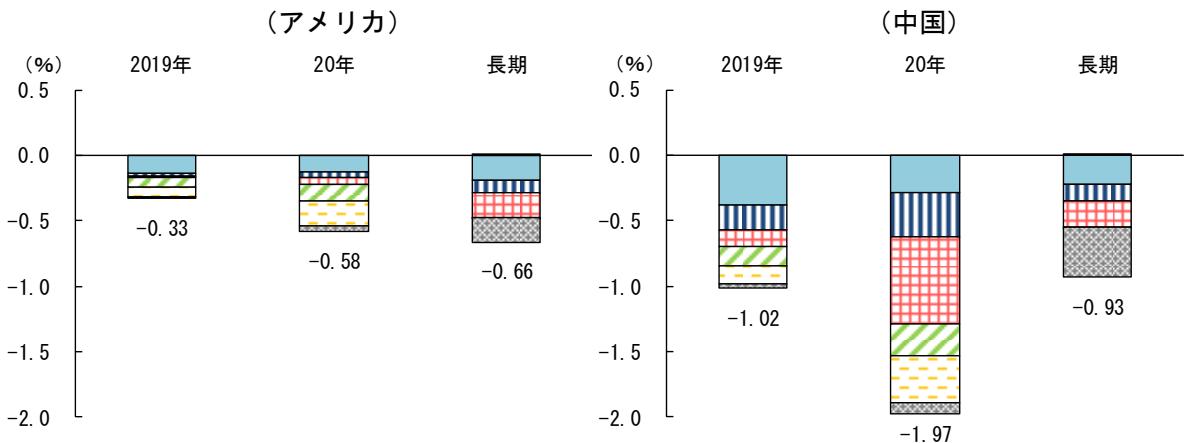
引上げ（約1,600億ドル相当に15%）が実施されなかつた場合は0.6%の押下げに縮小するとしている²⁹。

アメリカ、中国への影響については、20年の実質GDPをアメリカで0.6%、中国で2.0%程度押し下げるとしている。いずれの時点においても、アメリカよりも中国で押下げ効果が大きくなっている。また、その影響の内訳をみると、中国では、追加関税措置の直接的な影響の方が大きくなっているが、アメリカでは、間接的な影響の方が大きく、時間とともにその影響が大きくなるなど、その影響経路の違いも大きい。

第1-1-12図 米中間の追加関税措置の世界の実質GDPの押下げ効果に関する
IMFの試算（ベースラインからの差）
(世界全体)



²⁹ 世界経済見通し（19年10月）公表時の記者会見において言及。



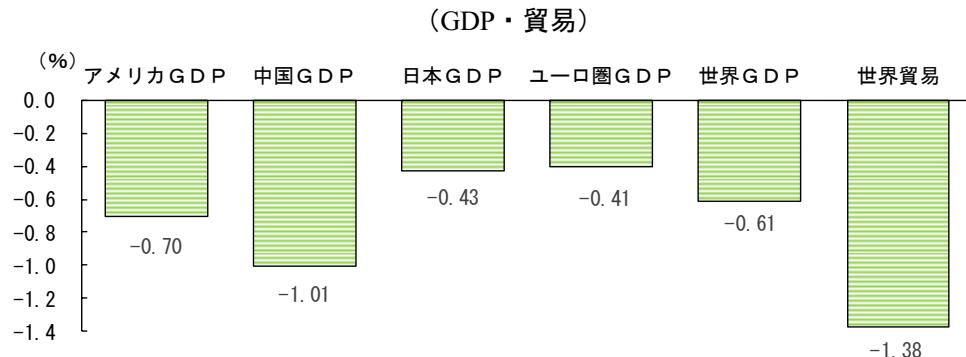
(備考) IMF “World Economic Outlook, October 2019”より作成。

米中貿易摩擦の影響に関しては、OECDでも、19年11月に公表されたエコノミック・アウトルックにおいて、モデル³⁰を用いた試算結果を示している。同試算では、19年12月に実施予定とされていたものも含め19年に実施された米中相互の追加関税措置及び投資リスクプレミアムが上昇することによるGDP、貿易、企業の投資への影響が示されている（第1-1-13図）。

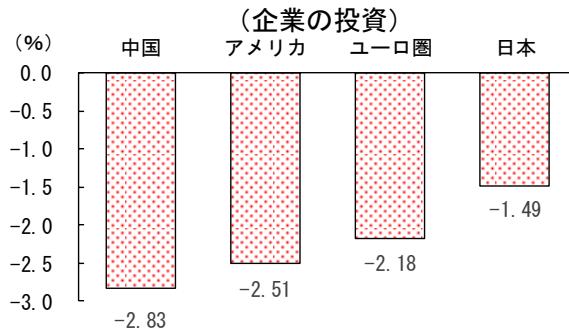
経済的影響は21～22年までのベースラインからの差として示されており、世界の実質GDPは0.6%程度、世界貿易は1.4%程度、それぞれ押し下げられるとしている。各国・地域については、アメリカ、中国でそれぞれ実質GDPが0.7%、1.0%程度それぞれ押し下げられるほか、貿易摩擦の当事国ではない日本やユーロ圏についてもそれぞれ0.4%程度押し下げられるとしている。また、企業の投資に関する影響に関する試算も示されており、中国は2.8%程度、アメリカは2.5%程度それぞれ押し下げられるとしている。

³⁰ 英国立経済社会研究所(NIESR)のNiGEM (National institute Global Macro Econometric Model)を利用。

第1-1-13図 米中間の追加関税措置のGDP・貿易・企業の投資の押下げ効果に関する
OECDの試算（2021～22年までのベースラインからの差）



(備考) OECD “Economic Outlook, November 2019”より作成。



(備考) OECD “Economic Outlook, November 2019”より作成。

2. 世界的な財貿易の縮小

18年後半以降、米中貿易摩擦や中国経済の減速により世界の財貿易の伸びは鈍化している。本項では、世界全体や各地域の財貿易の状況を概観し、過去の局面との比較を通じて今般の局面の特徴を考察する。

(1) 世界

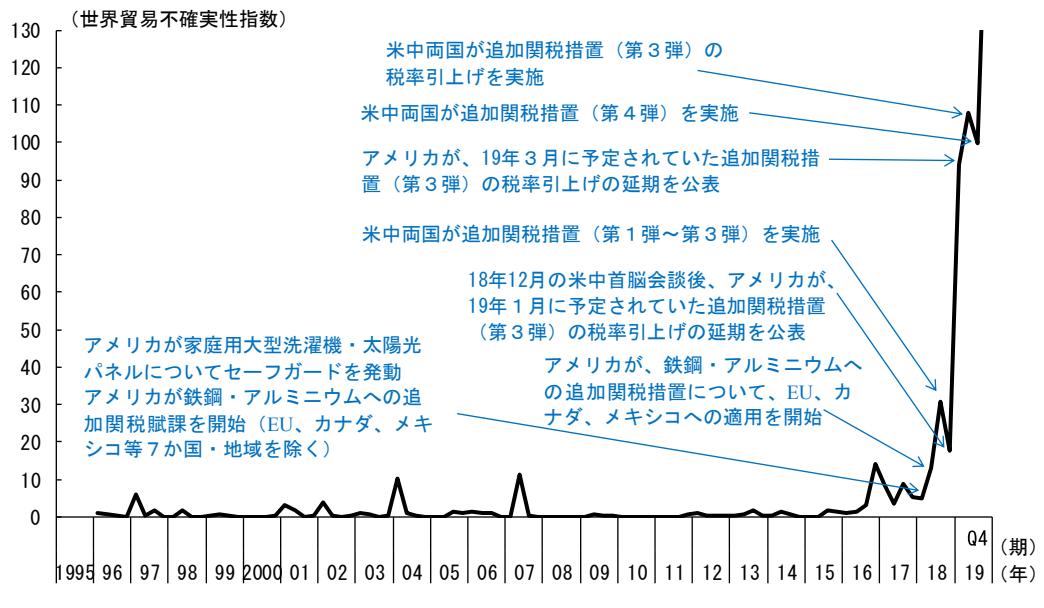
(不確実性の高まり)

IMFスタッフ等が開発した世界貿易不確実性指数³¹を用いて財貿易を巡る不確実性の動向をみると、96年以降、おむね20年程度低位で推移してきたが、米中貿易摩擦の高

³¹ 世界貿易不確実性指数（World Trade Uncertainty Index）は、Economist Intelligence Unit (EIU) の四半期ごとの国別報

まりに伴い、18年後半から急激に上昇し、19年入り後は一段と上昇して高水準にとどまっていることがわかる（第1-1-14図）。

第1-1-14図 世界貿易不確実性指数



（世界の財貿易の動向と見通し）

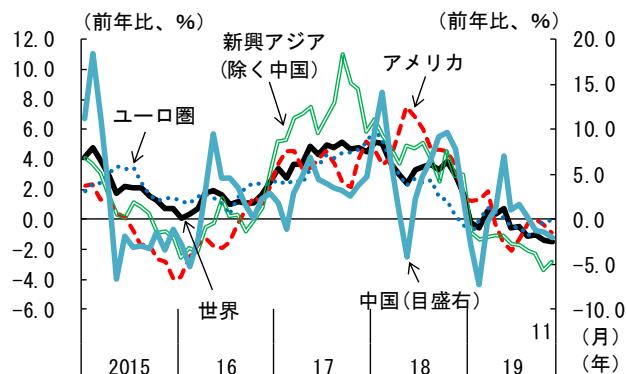
世界の財貿易は、18年後半以降伸びが鈍化し、19年後半以降は前年比で減少している。世界の財輸出をみると、17年から18年初にかけて高い伸びを維持していたが、18年半ば以降伸びが大きく鈍化し、19年に入ってからは多くの月で前年を下回っている（第1-1-15図）。財輸出の伸びの低下は、米中貿易摩擦の当事国であるアメリカと中国にとどまらず、ユーロ圏や中国以外の新興アジアの財輸出の低下ももたらしている。

世界貿易機関（WTO）によると、世界の財貿易量の伸びは、18年は3.0%であったが、最新の19年10月の見通しでは、19年は1.2%、20年は2.7%と見込まれ、18年をともに下回るとされている（第1-1-16図）。19年については、18年9月時点の見通しでは3.7%と見込まれていたが、19年4月見通しでは2.6%に引き下げられ、同年10月の見通しで

告書において、貿易に関連する単語の近くで不確実性について言及された頻度等に基づき、世界貿易の不確実性を数値化したもので、数値が高いほど不確実性が高いことを示す。Economic Policy Uncertaintyホームページ（<http://www.policyuncertainty.com>）を参照。

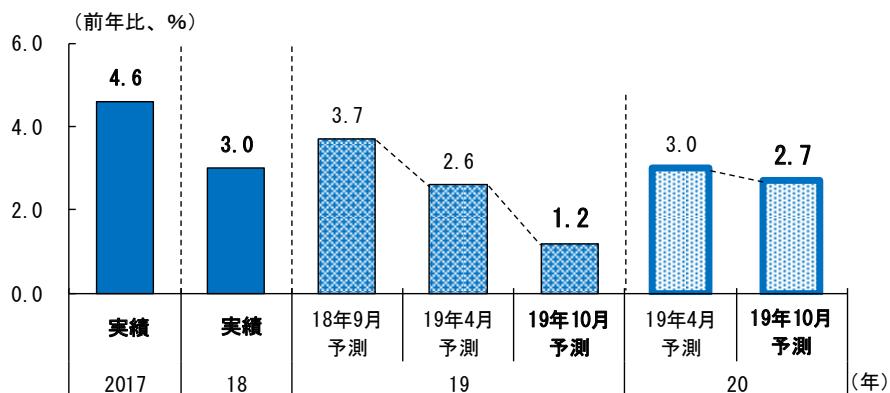
は更に引き下げられて1.2%となることが見込まれている。20年については、19年からは伸びが回復することが見込まれているものの、19年4月時点の見通しでは3.0%とされていたものが、同年10月時点では2.7%と引き下げられている。

第1-1-15図 世界主要国・地域の財輸出量の伸び率



- (備考) 1. オランダ経済分析総局より作成。
2. 3か月移動平均値。
3. 新興アジア(除く中国)の対象は、韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド、香港、シンガポール、マレーシア、フィリピン、ベトナム、パキスタン。

第1-1-16図 世界の財貿易量見通し

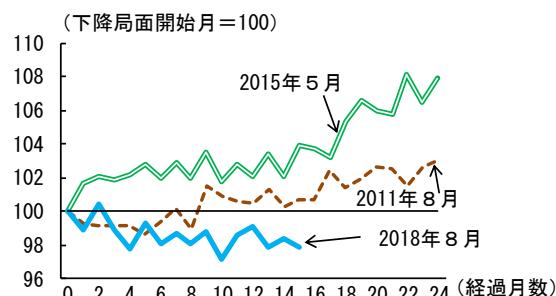


- (備考) 1. WTOより作成。
2. 貿易量は輸出入の平均。

財貿易量の推移を過去の景気減速局面と比較してみると、欧州政府債務危機後の局面（11年8月～）では、伸びが鈍化したものの、水準としては横ばいまたは増加傾向が続いている（第1-1-17図）。また、上海株急落前後の局面（15年5月～）では、伸びは鈍化しているものの、一貫して増加傾向を維持していた。これに対し、今回の減速局面では、期間を通じて減少傾向となっており、下降局面開始月から約1年が経過した段階では開始月の水準を相当程度下回る結果となっている。過去2回の減速局面に比べると、財貿易の減少幅が大きく、また回復も遅いといえる。

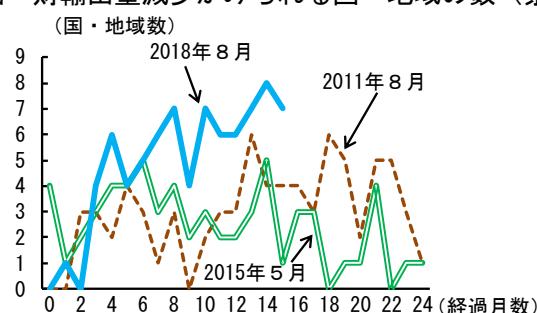
また、財輸出量の減少がみられる国・地域の数をみると、今回の減速局面においては、早い段階で多くの国・地域が前年比マイナスとなり、過去2回の減速局面における数を上回っている（第1-1-18図）。今回の減速局面では財貿易の縮小が特定の国・地域だけにとどまらず、世界的かつ同時的に広がっていることが確認できる。

第1-1-17図 世界の財貿易量の推移（景気減速局面）



（備考）オランダ経済分析総局より作成。季節調整値。

第1-1-18図 財輸出量減少がみられる国・地域の数（景気減速局面）



（備考）1. オランダ経済分析総局より作成。
2. データが取得可能である9つの国・地域について、前年比マイナスとなった国・地域を下降局面開始月よりカウントした数。

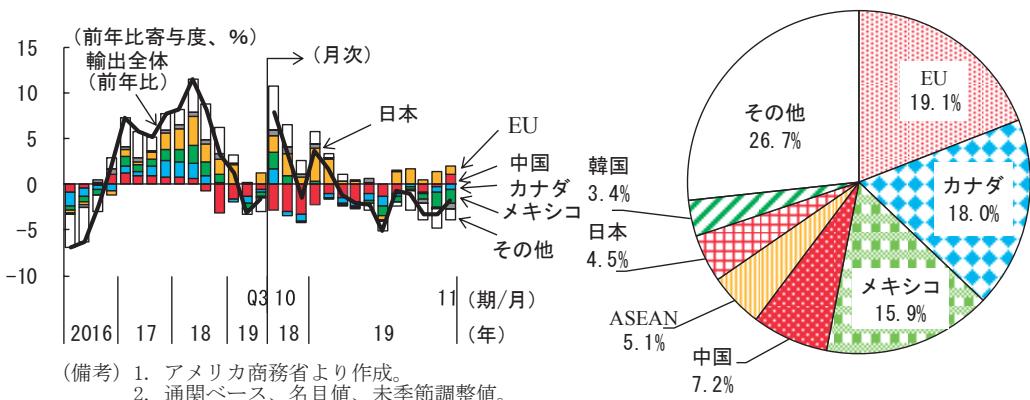
(2) アメリカ

アメリカの財輸出は、18年半ば以降、中国向け輸出が減少するとともに、19年に入つてからは中国以外の国・地域への輸出も低調となり、19年3月以降、7か月連続で前年比マイナスとなった（第1-1-19図）。

中国向け輸出は、中国が追加関税措置を開始した18年7月頃から大きく落ち込み始めた。ただし、アメリカが中国に対しアメリカ農産品の購入について累次にわたり要請したこともあり、19年半ば以降は大豆を中心に前年比で増加に転じている（第1-1-20図）。

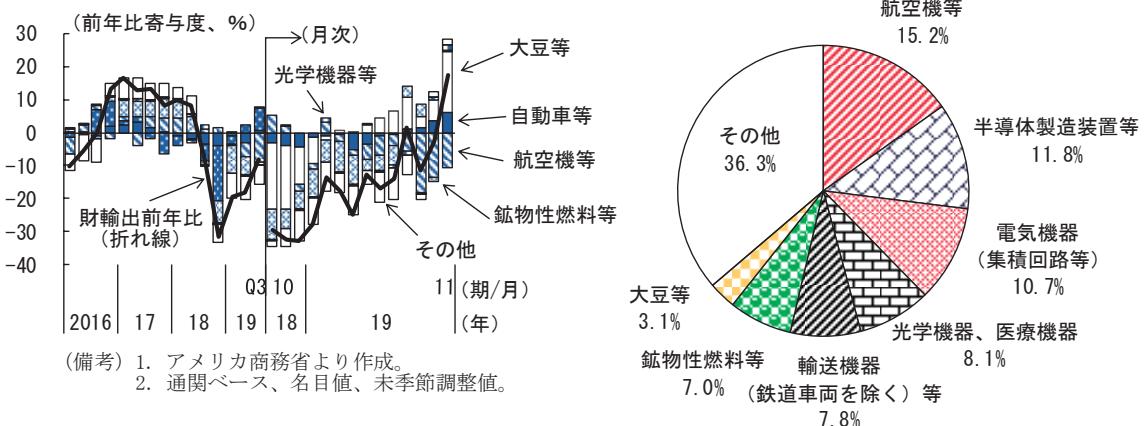
第1-1-19図 アメリカ財輸出の国別寄与度

(参考) 財輸出の相手先別内訳 (2018年)



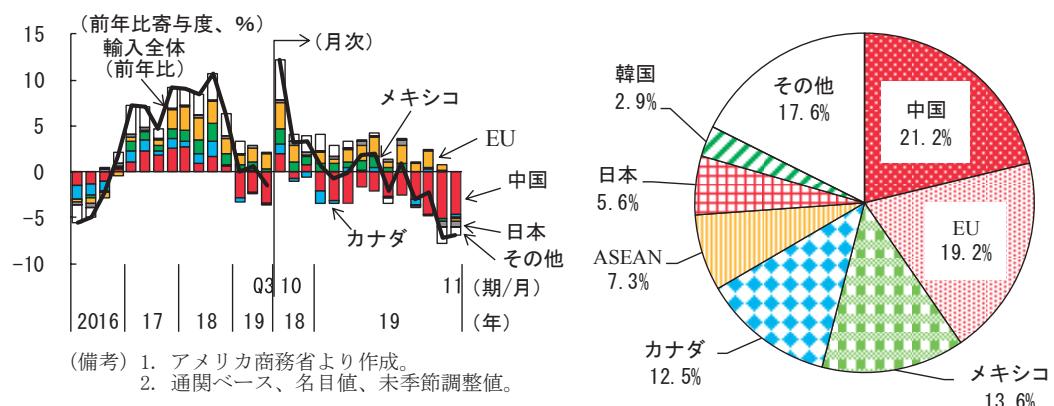
第1-1-20図 アメリカの対中国輸出の
財別寄与度

(参考) 対中国輸出の品目別内訳
(2018年)



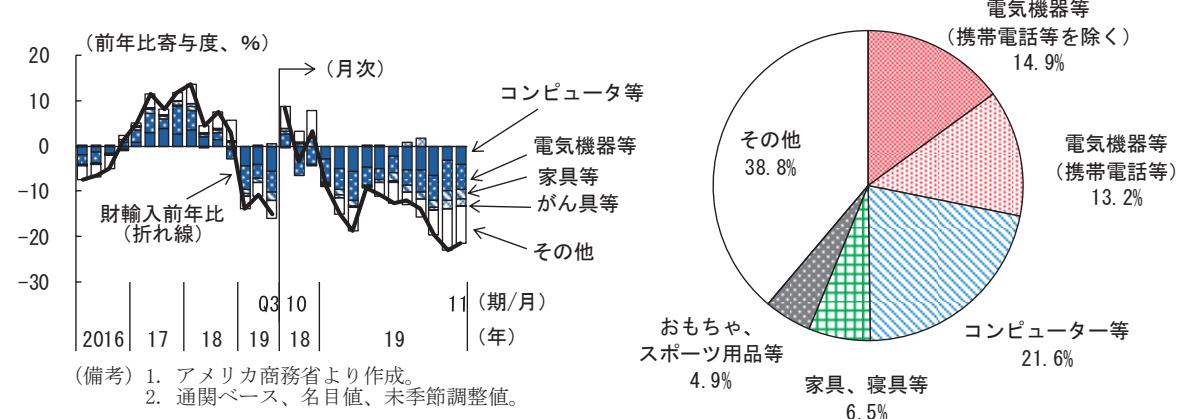
次に、輸入の動向をみると、16年から18年半ばにかけては前年比の伸びが上昇傾向にあったが、18年11月以降急速に落ち込み、19年7～9月期には前年比1.4%減となった（第1-1-21図）。国別でみると、19年に入ってから、最大の輸入相手国である中国からの輸入が前年比で減少に転じたことが大きくマイナスに寄与している。また、中国からの輸入を財別にみると、18年末以降、電気機器等やコンピュータ等の輸入が大きくマイナスに寄与し、対中輸入全体を押し下げている（第1-1-22図）。

第1-1-21図 アメリカの財輸入の国別寄与度 （参考）財輸入の相手先別内訳（2018年）



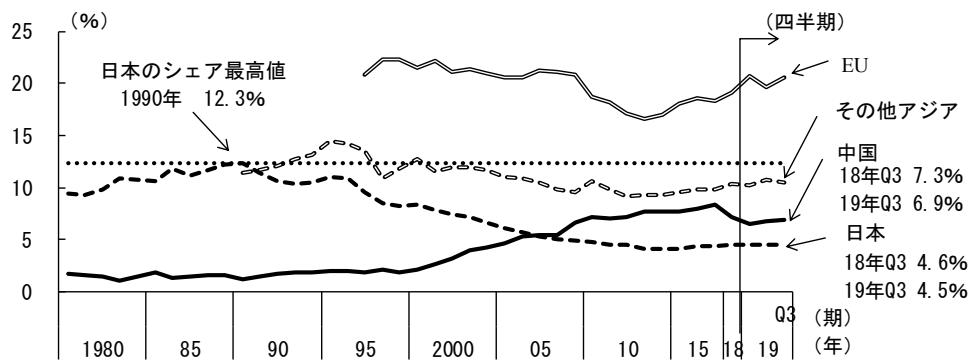
第1-1-22図 アメリカの对中国輸入の
財別寄与度

(参考) 対中国輸入の品目別内訳
(2018年)



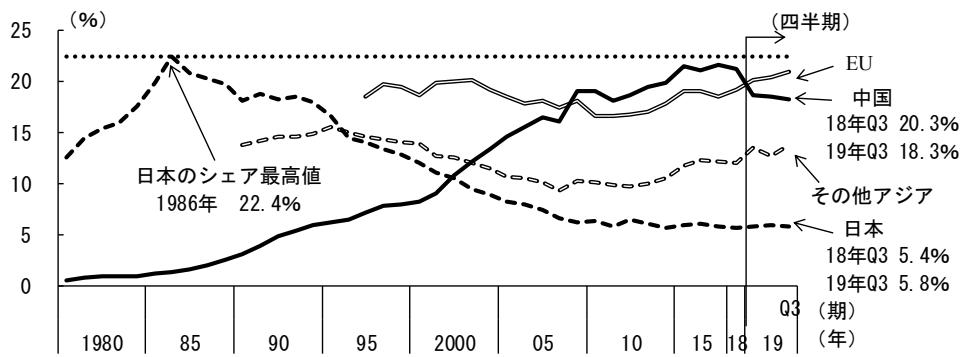
アメリカと中国の追加関税措置の応酬により、アメリカの輸出入に占める中国の割合にも変化がみられる。アメリカの輸出に占める国・地域別の割合をみると、18年7～9月期の中国の比率は7.3%であったものが、19年7～9月期には6.9%に低下している。同様にアメリカの輸入に占める国・地域別の割合をみると、18年7～9月期の中国の比率は20.3%であったが、19年7～9月期には18.3%に低下し、EUとシェアが逆転した（第1-1-23図、第1-1-24図）。

第1-1-23図 アメリカの輸出に占める国・地域別シェア



(備考) 1. アメリカ商務省より作成。
2. その他アジアは、ASEAN、台湾、韓国の合計。その他アジアの2019年Q1～Q3は、未季節調整値。

第1-1-24図 アメリカの輸入に占める国・地域別シェア



(備考) 1. アメリカ商務省より作成。
2. その他アジアは、ASEAN、台湾、韓国の合計。その他アジアの2019年Q1～Q3は、未季節調整値。

(3) 中国・アジア

(中国の財輸出入動向)

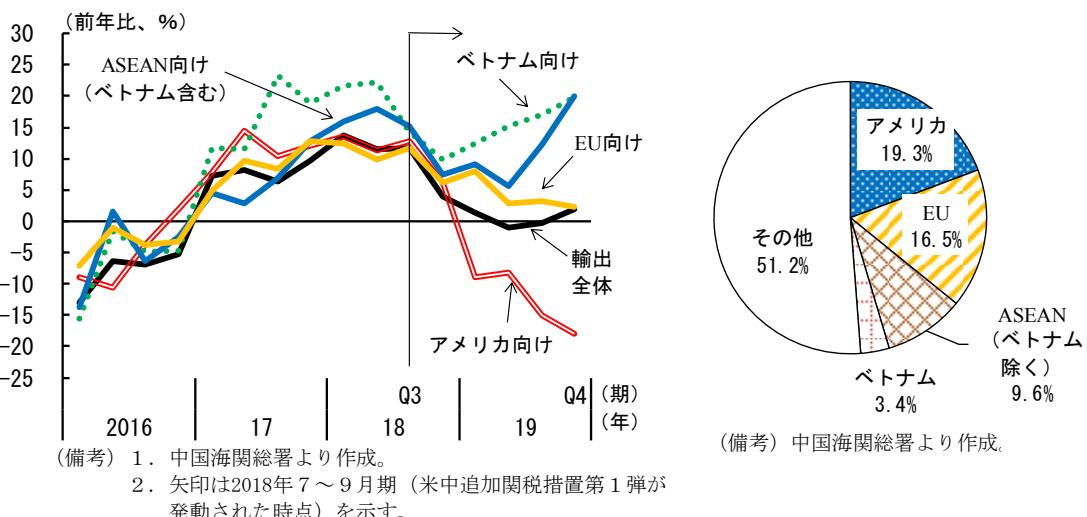
中国の財輸出額³²は、米中貿易摩擦を背景に、18年10～12月期以降、前年比の伸び率の低下が続き、19年4～6月期及び7～9月期はマイナスとなった。その後、10～12月期には、前年が低い水準であったこともあり、前年比1.9%とプラスに転じ、下げ止まりの動きもみられる（第1-1-25図）。

相手先別にみると、アメリカ向けが大幅なマイナスとなっており、アメリカによる18年7月以降の追加関税賦課の影響によるものとみられる。他方、その他の主要輸出先向けはプラスを維持している。特に、ベトナムを始めASEAN向けの伸びが19年半ば以降一段と高まっており、企業の中国からの生産拠点の移転の影響が考えられるほか、迂回輸出が一部含まれている可能性³³もあるとみられる。

アメリカ向けの輸出を品目別にみると、アメリカが18年7月6日及び8月23日から追加関税を賦課している産業機械や電子部品、集積回路等といった品目が含まれる電気機器・一般機械が最も大きくマイナスに寄与している。また、19年1～3月期以降は、18年9月24日から追加関税が賦課されている家具類をはじめ、主要品目全てでマイナスに転じ、マイナス幅も拡大傾向となっている（第1-1-26図）。

第1-1-25図 中国の相手先別輸出

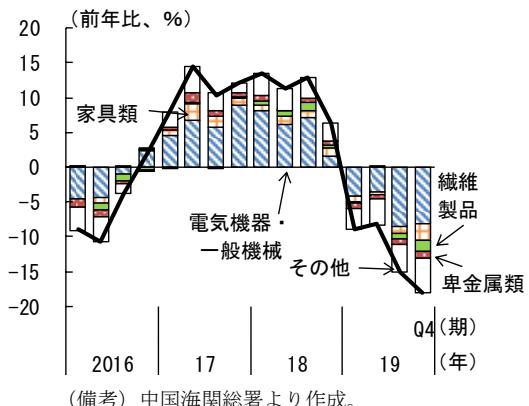
（参考）輸出の相手先内訳（2018年）



³² 輸出入額は、断りのない限り全てドルベース。

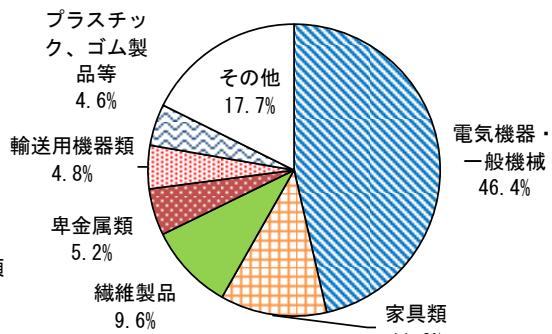
³³ ベトナムでは、税關總局が、19年6月9日、アメリカの対中制裁の余波を避けるため、一部の中国製品が「ベトナム製」と偽ってアメリカに輸出されているとして、取り締まりを強化することを表明したとされる（19年7月16日ジエトロ「ビジネス短信」による）。

第1-1-26図 中国の品目別対米輸出



(備考) 中国海關総署より作成。

(参考) 対米輸出品目別シェア (2018年)



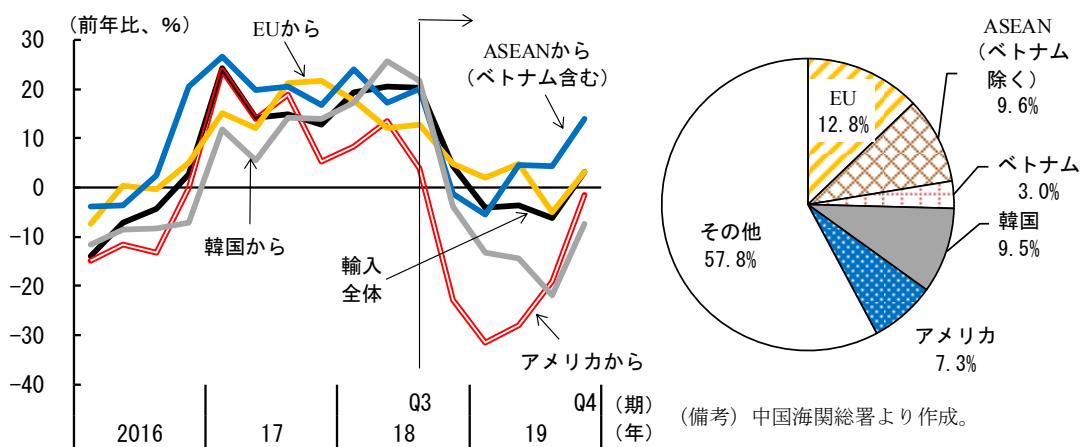
(備考) 中国海關総署より作成。

次に、財輸入の動向をみると、19年1～3月期から7～9月期にかけて前年比で減少が続いた。その後、10～12月期には、前年が低い水準であったこともあり、前年比3.2%とプラスに転じ、下げ止まりの動きもみられる（第1-1-27図）。

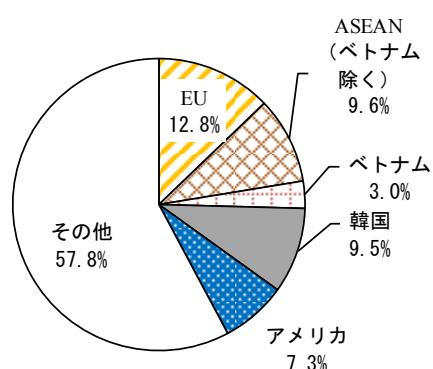
相手先別にみると、米中貿易摩擦を背景に、アメリカからの輸入の伸びは、18年10～12月期から19年7～9月期にかけて二桁台の大幅なマイナスで推移していたが、米中間で第1段階の合意に向けた動きが進む中、10～12月期には前年比1.5%減とマイナス幅が縮小した。他の主要相手先からの輸入についても総じて弱めの動きとなっているが、10～12月期にはASEANからの輸入で持ち直しの動きがみられている。貿易形態別にみると、輸出の減速に伴い、19年1～3月期以降、加工貿易用の輸入³⁴は前年比マイナスが続いている。内需の減速を受けて、一般貿易用の輸入も18年10～12月期から19年7～9月期にかけて前年比マイナスが続いていたが、10～12月期にプラスに転じた（第1-1-28図）。

³⁴ 中国では、通常の貿易（一般貿易）のほかに、原材料・部品を輸入して国内で加工し、海外に再輸出する加工貿易が大きな位置を占めている（輸入では、18年で全体の22%）。

第1-1-27図 中国の相手先別輸入



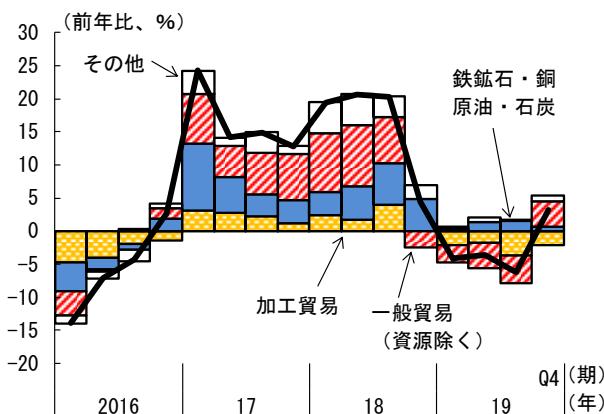
(参考) 輸入の相手先別内訳 (2018年)



(備考) 1. 中国海関総署より作成。

2. 矢印は2018年7～9月期（米中追加関税措置第1弾が発動された時点）を示す。

第1-1-28図 中国の貿易形態別輸入



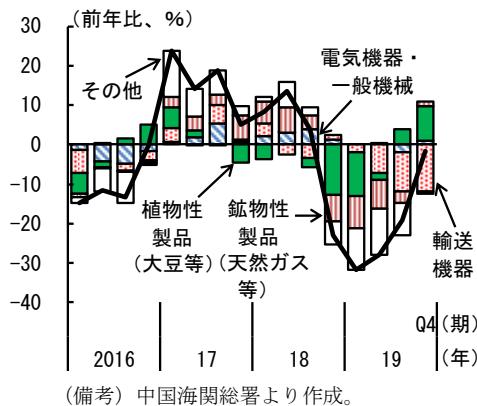
(備考) 1. 中国海關総署より作成。

2. 加工貿易は来料加工、進料加工の合計。来料加工は、原材料を加工貿易企業に寄託し、生産を委託する貿易方式。進料加工は、加工貿易企業の生産した財を買取る貿易方式。

3. その他には、保税区から中国国内に売却された貨物、国境の近隣地域における少額貿易等が含まれる。

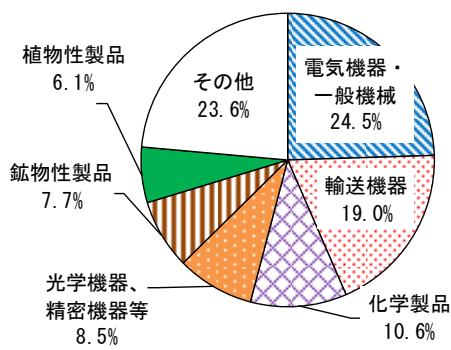
アメリカからの輸入を品目別にみると、鉱物性製品（石油、石炭、天然ガス等）や輸送機器（自動車、航空機等）で大きく前年比マイナスとなる一方、植物性製品（大豆・果物等）は7～9月期以降はプラスに転じている（第1-1-29図）。

第1-1-29図 中国の品目別対米輸入



(備考) 中国海関総署より作成。

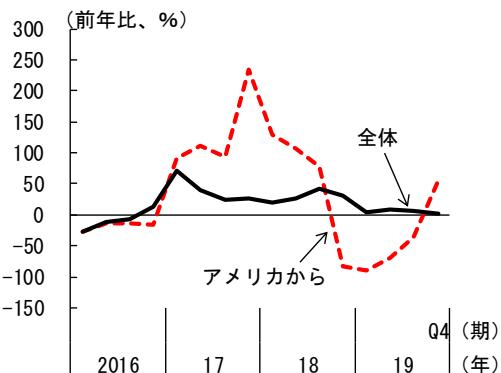
(参考) 対米輸入の品目別内訳 (2018年)



(備考) 中国海關総署より作成。

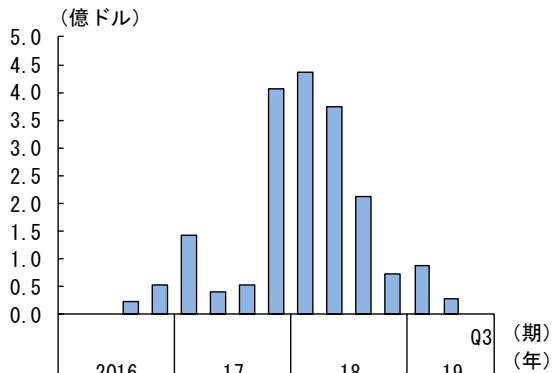
鉱物性製品は、輸入全体ではプラスを維持しているのに対し、アメリカからの輸入は18年10～12月期から19年7～9月期にかけてマイナスが続いた。液化天然ガス³⁵などの鉱物性燃料、土石類や鉱物類、潤滑油³⁶などの鉱物油などに対して継続的に追加関税を賦課している影響があるとみられる（第1-1-30図）。

第1-1-30図 鉱物性製品の輸入動向



(備考) 中国海關総署より作成。

(参考) アメリカからの液化天然ガス輸入額



(備考) 中国海關総署より作成。

輸送機器については、18年実績では航空機が約6割、自動車が約4割のシェアを占めているが、19年4～6月期以降、ともにマイナス幅が大きく拡大している。自動車・同部品については、18年7月に一部に追加関税が賦課され、8月、9月に対象品目が拡大

³⁵ 液化天然ガスについては、18年9月24日時点では10%、19年6月以降は25%の追加関税が賦課されている。

³⁶ 潤滑油については、18年9月24日時点では10%、19年6月以降は25%の追加関税が賦課されたが、同9月17日から1年間は適用除外となっている。

されたが、その大部分は、19年1月から暫定停止³⁷されているため、主として中国国内の自動車販売の低迷が背景とみられる³⁸。航空機・同部品については、18年9月から一部に5%の追加関税が賦課されており、また19年6月からその一部について10%に引き上げられている。加えて、後述するように、米大手航空機メーカーのボーイング社の機体の出荷が停止されていることも影響している可能性がある。

他方、植物性製品³⁹は、その大部分を占める大豆に対して18年8月7日から追加関税が賦課され、18年10～12月期から19年1～3月期にかけて前年比で大幅な減少となっていたが、19年4～6月期にマイナス幅が大きく縮小し、7～9月期にはプラスに転じた。農産品の輸入は、8月3日にアメリカによる3,000億ドル相当の追加関税賦課の表明を受けて一時停止されたが、10月10～11日の閣僚級協議を前に輸入が再開されており、9月26日の中国商務部の会見において、大豆と豚肉について相当な量の取引があり、その購入に当たっては追加関税を免除した旨が明らかにされている。

(その他アジア各国・地域の輸出動向)

アジア諸国・地域では、中国経済の減速に伴い、18年末以降、中国向けを中心に輸出が低調となった（第1-1-31図）。特に、中国の輸出品に使用される中間財として半導体や電子部品を中国向けに多く輸出している韓国や台湾等で对中国輸出の減少が顕著に表れていることから、背景には、米中貿易摩擦による中国の輸出の減少があると考えられる。実際、中国の輸出入を品目別にみると、18年7月及び8月からアメリカが追加関税を賦課した品目が含まれる電気機器・一般機械の輸出の寄与が18年10～12月期以降急速に低下するとともに、その生産に必要とされる半導体や電子部品等が含まれる同品目の輸入も減少に転じ、その後も輸出入ともに弱い動きが続いている（後掲第2-2-20図）。

他方、中国向けの輸出が減少し、輸出全体も低調な中で、アメリカ向けの輸出は相対的に高い伸びを維持している（第1-1-31図）。特に台湾、ベトナムにおいて、アメリカ向け輸出が顕著に増加しており、米中貿易摩擦により、中国のアメリカ向け輸出が一部代替されているとみられる。台湾では、19年1月から21年末まで、「歓迎台商回台投資行動方案」（中国大陆で事業を行う台湾企業の台湾への回帰投資を促進するプログラム）⁴⁰が実施されているが、当初の通年目標であった2,500億台湾元（名目GDP比約1.4%）

³⁷ 18年12月1日の米中首脳会談を受け、19年1～3月の間、自動車及び同部品に対して発動されていた追加関税措置の一部（第1弾の全てと第2弾及び第3弾の一部）が暫定的に停止され、3月末に4月以降も同措置が継続されることが公表された。なお、8月23日に、12月15日から追加関税を再開することを公表したが、アメリカとの「第1段階」の合意を受け、12月15日に再開の見送りが発表された。

³⁸ 第2章第2節 中国経済 を参照。

³⁹ 18年の植物性製品の輸入金額のうち、大豆が61%を占める。大豆については25%の追加関税が賦課されている。

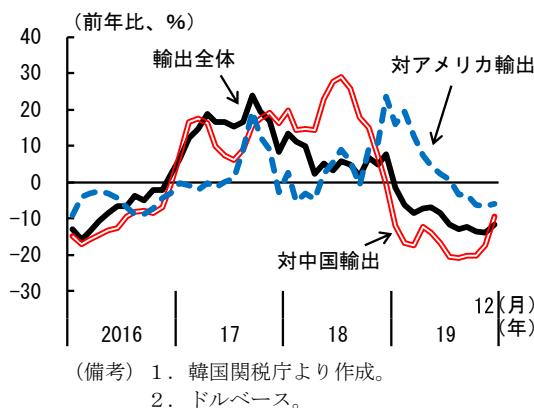
⁴⁰ 「米中貿易摩擦の影響を受けている」、「中国大陆に投資して2年以上経過している」など、一定条件を満たした台湾企業に対して、申請に基づき、低利率での融資や土地確保の支援といった優遇措置を実施。

の申請額を4か月で達成し、目標額が上方修正されるなど、中国からの台湾企業の投資回帰が急速に進んでおり、こうした動きもアメリカ向け輸出の増加を後押ししているとみられる。

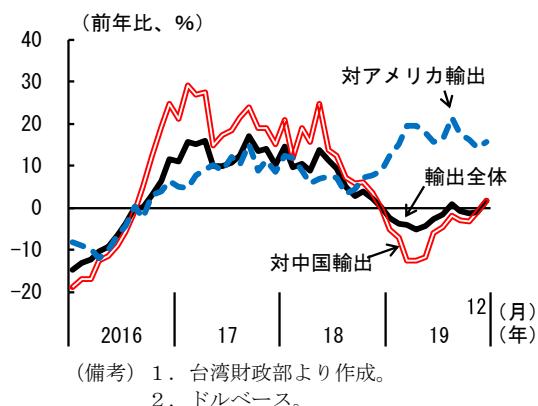
台湾及びベトナムで、アメリカ向け輸出で増加している品目をみると、台湾では、特に情報通信機器（コンピュータや通信設備等）、ベトナムでは機械・設備や電話機、木材・木製品といった品目が増加している（第1-1-32図）。国連貿易開発会議（UNCTAD）の分析⁴¹によると、アメリカの中国に対する追加関税措置により、台湾が最も貿易代替効果の恩恵を受けているとされ、第2位としてメキシコ、第3位にEU、第4位にベトナムが挙げられている。19年1～6月期に、アメリカの中国からの輸入が35億ドル減少し、そのうち21億ドル（63%）が他国からの輸入によって代替され、うち台湾が4.2億ドル、ベトナムが2.6億ドル分であったとしている。品目としては、台湾はオフィス機器、ベトナムは通信機器及び家具の代替が大きいとしており、統計上の分類は異なるものの、前述のアメリカ向け輸出が増加している品目と類似した品目となっている。このほか、これらの国よりも代替効果は小さいながらも、アジアでは、韓国、インド、その他東南アジア諸国でも代替効果が生じていると指摘されている。ただし、ベトナムについては、先に見たように、アメリカの中国に対する追加関税措置後に中国からの輸出が増加していることから（前掲第1-1-25図）、迂回輸出が増加している可能性にも留意が必要である。

第1-1-31図 アジア諸国・地域の輸出（前年比・3MA）

（韓国）

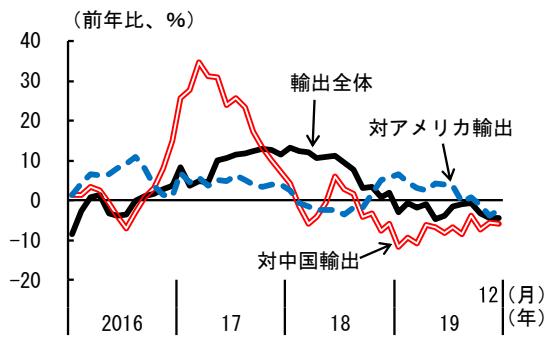


（台湾）



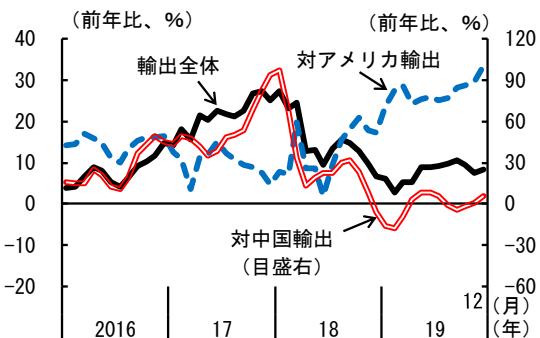
⁴¹ UNCTAD(2019)

(タイ)



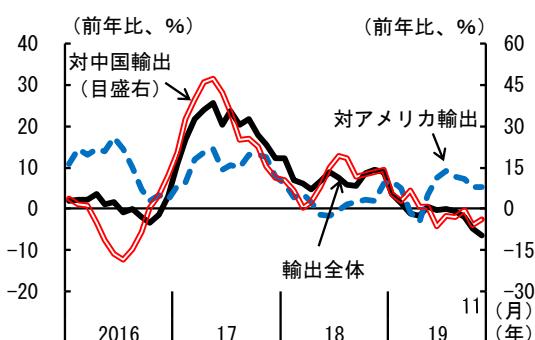
(備考) 1. タイ中央銀行、タイ商務省より作成。
2. パーツベース。
3. 対アメリカ輸出は、19年2月に行われた合同軍事演習（コブラゴールド）に伴う軍事物資搬出の影響を除くため、武器類の輸出を除く。

(ベトナム)



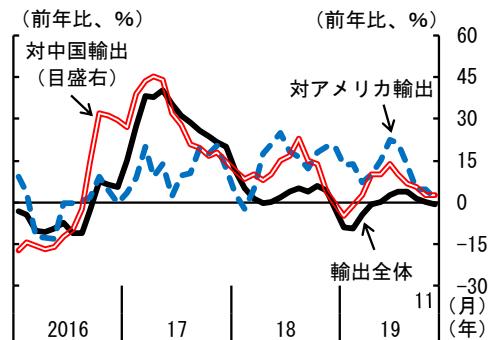
(備考) 1. ベトナム税関総局より作成。
2. ドルベース。

(マレーシア)



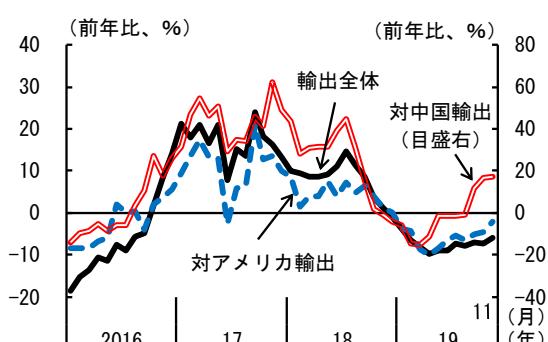
(備考) 1. マレーシア統計庁より作成。
2. リンギットベース。

(フィリピン)



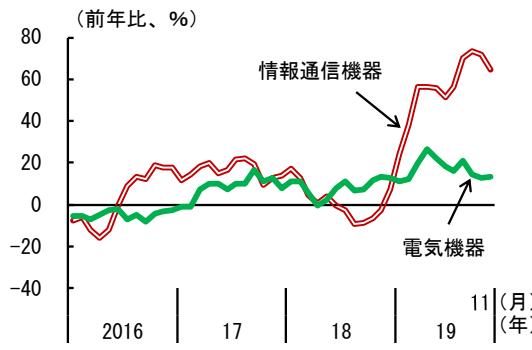
(備考) 1. フィリピン統計機構より作成。
2. ドルベース。

(インドネシア)

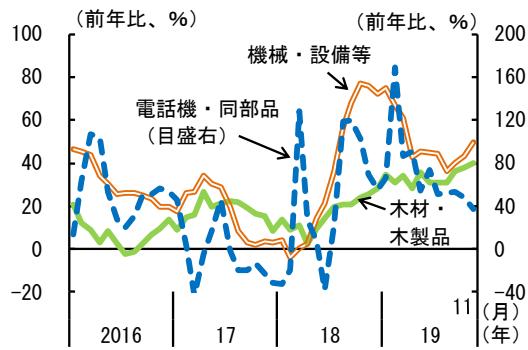


(備考) 1. インドネシア中央統計庁より作成。
2. ドルベース。

第1-1-32図 台湾・ベトナムの品目別対米輸出
(台湾)



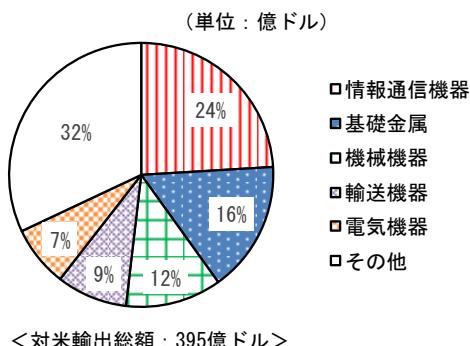
(備考) 台湾財政部より作成。



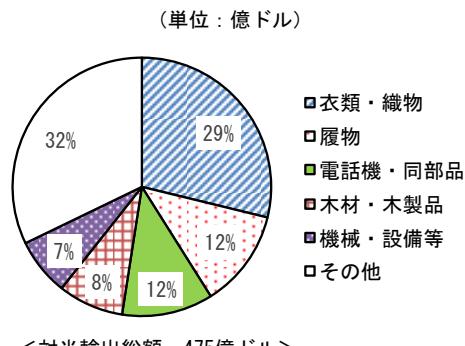
(備考) ベトナム税関総局より作成。

(参考) 台湾・ベトナムの品目別対米輸出シェア (2018年)

(台湾)



(ベトナム)



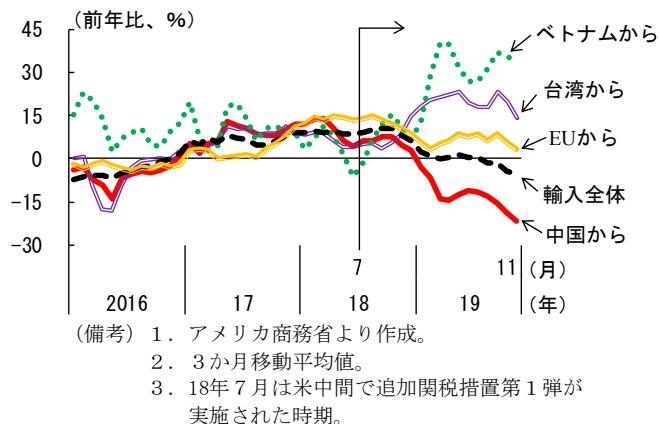
中国、台湾、ベトナムの対米輸出の動向はアメリカの貿易統計によっても確認することができる。

まず、アメリカの中国、台湾、ベトナムからの輸入（財全体）の動向をみると、上記でみたのと同様に、中国からの輸入が19年に入り前年比でマイナスとなる一方、台湾、ベトナムからの輸入は、19年入り後、18年に比べかなり高い伸びが続いている（第1-1-33図）。

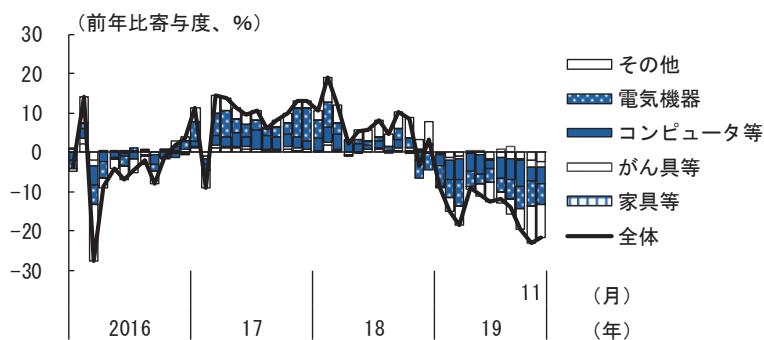
具体的な品目をみると、中国からの輸入は、18年12月頃からコンピュータ、電気機器、家具等を中心に減少している。その一方で、台湾からの輸入は18年12月頃からコンピュータ等を中心に、ベトナムからの輸入は、19年1月頃から電気機器等を中心に増加して

いる（第1-1-34図）。また、ベトナムからの輸入は、大きさとしては小さいながらも、19年以降、家具等が連続してプラス寄与となり、輸入全体を押し上げているという18年までにはみられなかった特徴もみられる。

第1-1-33図 アメリカ国別輸入の伸び

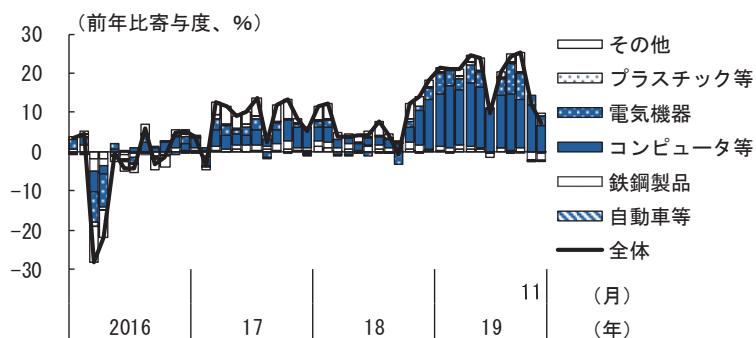


第1-1-34図 アメリカの中国・台湾・ベトナムからの品目別輸入
(中国)



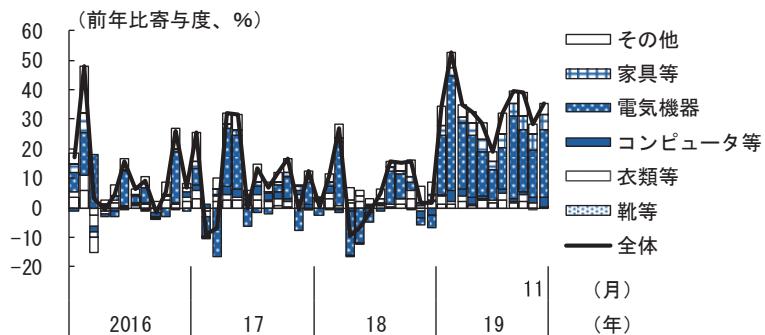
(備考) 1. アメリカ商務省より作成。
2. 通関ベース、名目値、未季節調整値。

(台湾)



(備考) 1. アメリカ商務省より作成。
2. 通関ベース、名目値、未季節調整値。

(ベトナム)



(備考) 1. アメリカ商務省より作成。
2. 通関ベース、名目値、未季節調整値。

(4) ヨーロッパ・ドイツ

世界的な製造業の不振や財貿易の縮小はヨーロッパの財貿易にも大きな影響を与えていく。特に域内最大の経済規模を擁するドイツ⁴²では、財輸出総額の名目GDPに占める割合が39.4%（18年）と、他の域内主要国と比較しても極めて高く⁴³、ヨーロッパ主要国の中で最も世界貿易の動向の影響を受けやすい国であると考えられる。以下では、ヨーロッパ全体とドイツの輸出動向を品目別と相手国・地域別について概観し、その特徴を明らかにする。

まず、ヨーロッパ全体とドイツについて輸出の品目別内訳をみると、ヨーロッパでは機械類及び輸送用機器類⁴⁴が輸出総額の41.8%と最も高いシェアを占めており、次いで化学工業生産品が17.9%のシェアを占めている（第1-1-35図）。ドイツにおいても、輸出総額の中で最も高いシェアを占める品目は機械類及び輸送用機器類であり49.0%と約半分を占め、次いで、化学工業生産品の16.3%となっている（第1-1-36図）。なお、輸出の前年比と品目別の寄与度をみると、ヨーロッパ全体、ドイツ双方において17年における輸出の大きな伸びや18年、19年の減速の主因は機械類及び輸送用機器類であることがわかる（第1-1-35図、第1-1-36図）。また、化学工業生産品や原料別製品も機械類及び輸送用機器類と同様の動きを示している。

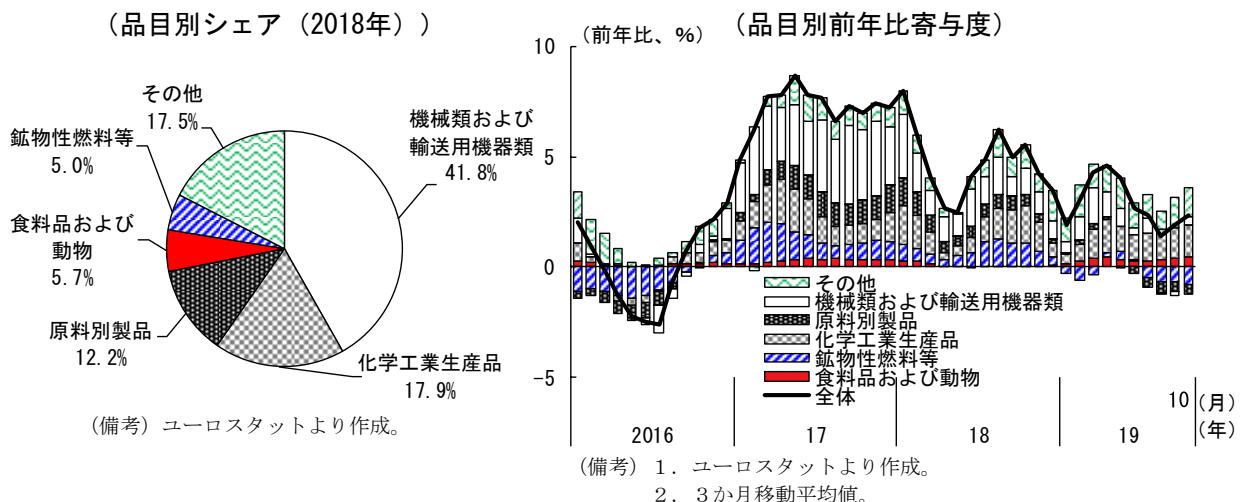
以上から、ヨーロッパ、特にドイツの主力輸出品は自動車を中心とした輸送機器関連の工業製品であり、同製品に対する外需の動向が同国経済に多大な影響を与えていると考えられる。また、輸送機器関連産業は化学工業製品や素材等の広範な裾野産業を抱えており、上記の前年比寄与度からは輸送機器関連製品の需要動向がこれらの裾野産業の景気にも広く波及している可能性を示唆している。

⁴² ヨーロッパの名目GDPに占める主要参加国のシェア（18年）は、ドイツで29.2%、フランスで20.3%、イタリアで15.2%、スペインで10.4%。

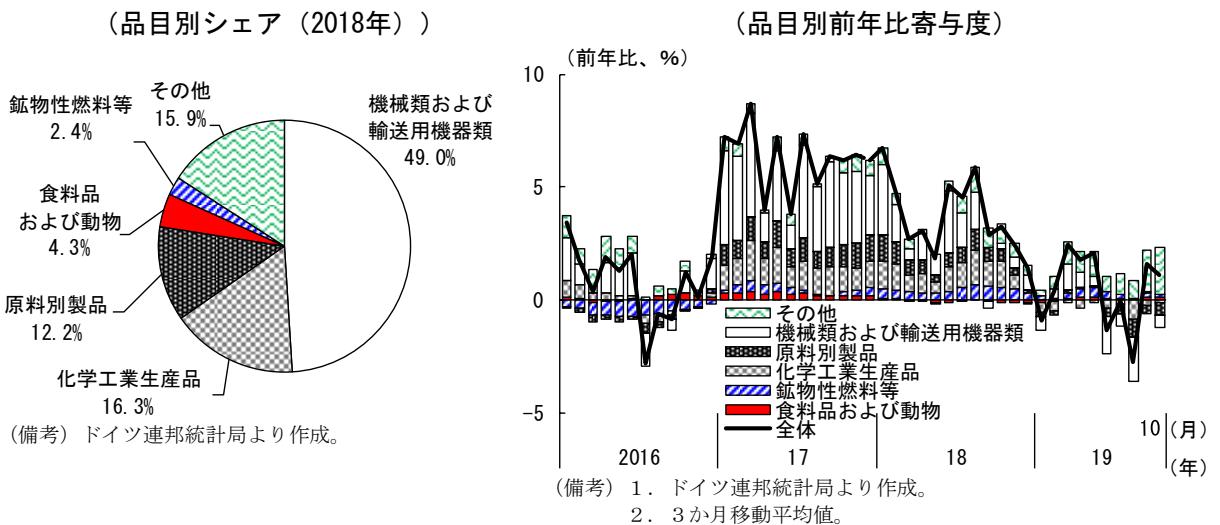
⁴³ その他の主要国について、フランスでは20.9%、イタリアでは26.3%、スペインでは23.7%である。

⁴⁴ 機械類には機械設備投資用の器材や部品が含まれる。また、輸送用機器類には自動車やエンジン、部品が含まれる。

第1-1-35図 ヨーロッパの輸出



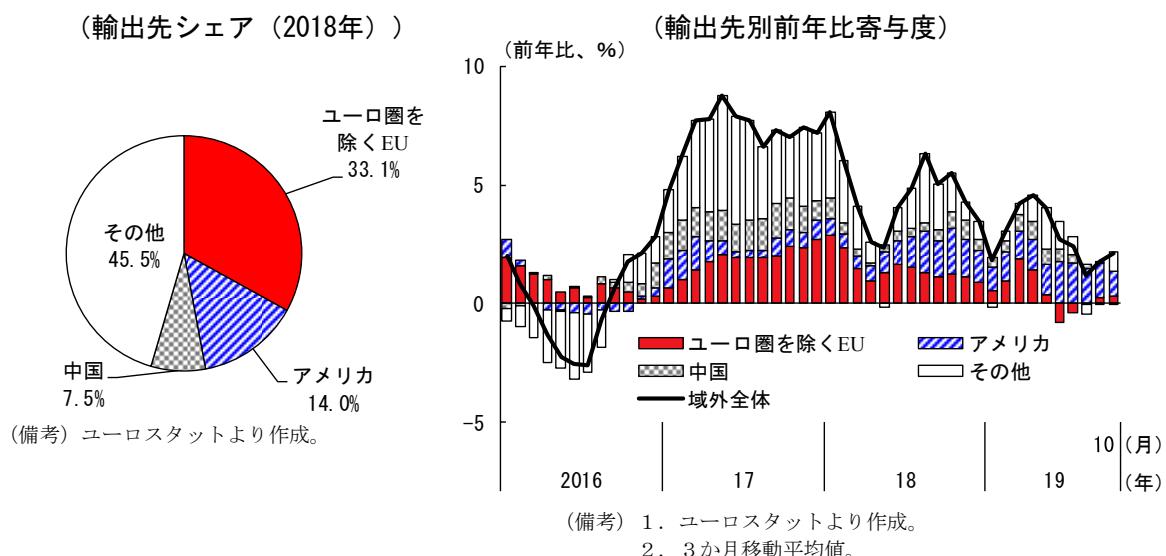
第1-1-36図 ドイツの輸出



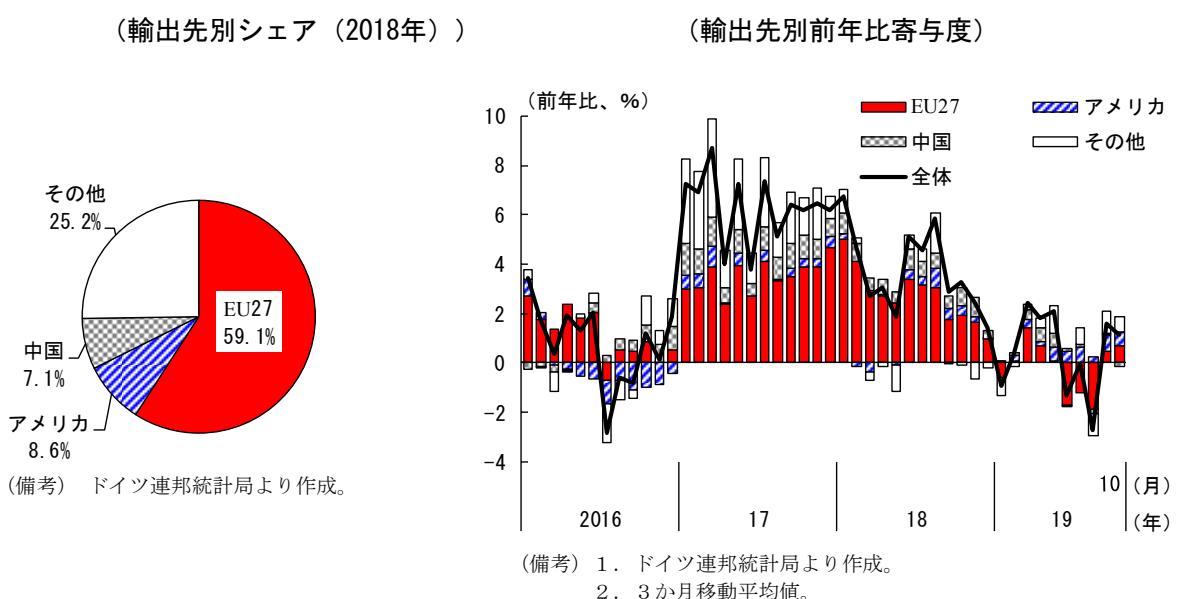
次に、同じくヨーロッパ全体の域外輸出について輸出相手国・地域別にみると、輸出総額のうち、最大のシェアを占めているのはEU加盟国向け（ヨーロッパ参加国を除く）の33.1%（18年）であり、アメリカの14.0%（同）や中国の7.5%（同）がそれに続く（第1-1-37図）。また、ドイツの国外輸出については、EU加盟国向け（ドイツを除く）が59.1%（18年）と相当部分を占め、アメリカの8.6%（同）、中国の7.1%（同）がそれに続く（第1-1-38図）。ヨーロッパ全体とドイツについて、輸出の前年比と輸出相手国・地域の寄与度をみると、ヨーロッパ全体は、17年中は高い伸びとなっていたが、18年以降は多少の変動はあるものの総じて伸びが鈍化している（第1-1-37図、第1-1-38図）。

前年比寄与度でみると、17年は相対的に中国向け、EU加盟国向け（ユーロ参加国を除く）、その他の国・地域の寄与度が大きかったが、18年以降はこれらの国・地域の寄与度が相対的に小さくなる一方で、アメリカ向けの寄与度が大きくなっている。なお、ドイツにおいても、17年に国外輸出が大きな伸びを示した後、18年、19年と減速しているが、特にEU加盟国向け（ドイツを除く）と中国向けで大きく減速していることがうかがわれる。

第1-1-37図 ユーロ圏の輸出

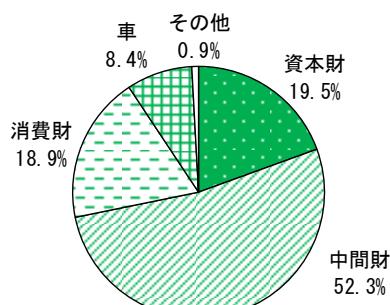


第1-1-38図 ドイツの輸出



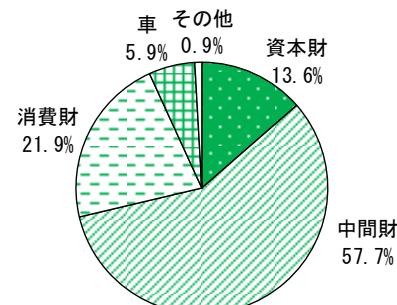
以上のとおり、ユーロ圏、ドイツともにEU加盟国向けの輸出が大きなシェアを占めていることが分かったが、例えばドイツでは、輸出入を通じて同地域と取引されている財の70%以上は中間財と資本財である（第1-1-39図）。その背景としては、EU域内では単一市場の深化とともにグローバル・バリュー・チェーンが進展し、EU加盟国間で頻繁に部品や機械等が取引されていることが挙げられる⁴⁵（第1-1-40図）。サプライチェーン上の需要変動は各生産段階を経る度に変動幅が拡大するという特徴がある⁴⁶ことから、ドイツを中心としたEU域内貿易の縮小が加速度的にEU域内の生産を縮小させ、19年以降のEU域内の急速な減速の要因となったと考えられる。

第1-1-39図 ドイツのEU域内向け輸出



(備考) 1. ヨーロッパ統計局より作成。
2. 2018年のデータ。

第1-1-40図 ドイツのEU域内からの輸入



(備考) 1. ヨーロッパ統計局より作成。
2. 2018年のデータ。

⁴⁵ ドイツにおけるグローバル・バリュー・チェーンの進展については内閣府（2017）を参照。

⁴⁶ ブルウップ効果と呼ばれる現象。同効果については内閣府（2019）を参照。